

平成27年第4回睦沢町議会定例会会議録

平成27年12月3日(木)午前9時開会

出席議員(13名)

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	萩野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	中村精一
健康福祉課長	田邊浩一	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	白井実	総務課課長兼 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村幸夫	地域振興課 生活環境・ 地域整備担当主幹 心得	手塚和夫
総務課主幹兼 総務班長	白井住三子	総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊
教育長	今井富雄	教育課長	鈴木庄一
教育課主幹 (指導主事)	吉野清久	選挙管理委員会 書記	白井住三子
睦沢町農業委員会 事務局長	平山義晴	代表監査委員	生田昌司

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 麻生健介  
書 記 中山大輔

---

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議会改革特別委員会結果報告
- 日程第 4 監査委員の審査報告
- 日程第 5 認定第 1号 平成26年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成26年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
  - 2 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  - 3 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
  - 4 平成26年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
  - 5 平成26年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
  - 6 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (決算審査特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第 1号 睦沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 睦沢町農業委員会の委員及び睦沢町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 3号 睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 4号 睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 5号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 13 議案第 9 号 睦沢町地域振興審議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 10 号 睦沢町農業集落排水事業建設委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 8 号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 11 号 平成 27 年度睦沢町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 12 号 平成 27 年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 13 号 平成 27 年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第 1 号）  
(町長提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 20 発議案第 1 号 睦沢町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による第2回定例監査結果報告及び例月出納検査の結果について、平成27年7月分から9月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告を行います。

11月19日に議会運営委員会が開催されております。

内容について、9番、中村義徳委員長から報告があります。

中村委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会から報告いたします。

去る11月19日木曜日、午前9時から正副議長室におきまして、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

事案は、本日招集されました睦沢町議会定例会に係る運営等についての協議であります。今期定例会には4名の議員が一般質問の通告をされております。議案等につきましては条例の制定、一部改正、廃止、補正予算などの議案13件であります。そして、議会関係では議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議案1件であります。今期定例会の会期は協議の結果、本日1日を予定いたしました。

続いて、本日の日程について、お手元に配付の予定表により説明を申し上げます。

初めに、議会改革特別委員会から結果報告を行います。次に、監査委員の審査報告を行い

ます。内容は、去る9月定例会において、荻野議員からかずさ有機センター特別会計決算に関連して代表監査委員への質問がありました。その審査結果について代表監査委員から報告したい旨の申し出があったことによるものです。次に、9月定例会において決算審査特別委員会に審査が付託されておりました平成26年度各会計歳入歳出決算認定について、その審査結果について委員長報告並びに質疑、討論、採決を行います。続いて一般質問を行います。次に、議案13件、発議案1件について予定表の順でご審議をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の決定事項でございます。

また円滑な定例会が運営されますように、議員各位並びに執行部の皆さんの格別のご理解とご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

---

#### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には町政の運営にご理解とご協力を、またご指導いただき誠にありがとうございます。

また、先日の健幸むつざわロードレース大会につきましても、千葉県内外、また県外からも大変大勢の参加を得、盛会のうちに終了することが出来ました。これもひとえに県民を始め議員各位のご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

月日の経過は早いもので、今年も残すところあと一月足らずとなりました。時、あたかも新年度予算編成時期でございます。予算要求に当たり、私は睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた睦沢町の将来像実現に向けての五つの政策分野を念頭に置き、特にスマートウェルネスタウン事業を実施するためには、今まで以上に選択と集中による予算編成とすることを指示いたしました。

他方、本町の学校問題についてでございますが、平成25年から学識経験者や各小中学校長、こども園長、保護者、地域の代表者等からなる委員会において協議し、多数のご意見の中で提言書がまとめられ、提出されましたが、学校再編につきましては私から睦沢町総合教育会

議の席上、教育委員会が作成いたします小学校の適正規模、適正配置の基本方針の明示をお願いいたしまして、先般11月10日に内容報告がありました。その基本指針では、保護者や地域の方々と十分協議を重ねていく中で、意思疎通を図り、共通理解と共通認識のもと、平成30年4月1日に再編した新たな小学校を設立することを目指すこととしております。私といたしましては、この基本方針を最大限尊重し、学校再編を進めてまいりたいと考えております。

さて、私は行政マンといたしまして38年間お世話になった後、町長としての町のかじ取りを担うこととなりました。この約4年間の中で、先程申し上げましたスマートウェルネスタウン構想及び学校再編の方向性、また町長選当時の公約でもありました総合運動公園や歴史民俗資料館の活用を今まで以上に考えていかなければならないということで申し上げて来たところでございますが、やっとこのたび資料館等におきまして、JRバスが都内からお客様を連れてこの睦沢町に、特に資料館、光福寺、妙楽寺等を見学するというようなことで、今回は島村圓鉄を中心とする観光にスポットを当てていただいて、これらのことを実施する運びとなったところでございます。

いずれにいたしましても、以上の観点からも、今後は町内のインフラマネジメント、公共施設等の包括的管理、維持管理費の軽減と有効活用をさらに進めていく方策を展開したいというふうに考えているところでございます。そのためには、来年7月28日に任期を迎えることとなりますが、是非引き続き2期目も全力を尽くし、町政のためにまい進したいと考えております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さらに、議員各位には今後ともご指導を賜りますようお願いいたしますとともに、今期定例会が議員任期の最後の定例会になるかと思っております。任期4年間、本町の発展、住民福祉向上のため、ご指導、ご協力をいただきましたことを改めまして御礼を申し上げます。

そしてさらに、立候補を予定している議員各位には、激しい選挙戦を勝ち抜き、是非本議場にて再度町政運営につきご指導いただき、一緒に活動出来ることを祈念申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会でございますが、各会計決算の認定、新規条例制定4件、条例の一部改正4件、条例の廃止2件、一般会計ほか2会計の補正予算でございます。慎重にご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をいたします。

去る11月9日に、名誉町民であります飯塚泰治様のご遺族から寄附がありましたので、

ご報告させていただきます。寄附の内容ですが、現金を1,000万円、山林等20筆1万9,769平方メートル、絵画、木村圭吾作「月光の浅間」1点であります。絵画につきましては2階エレベーター前の名誉町民の肖像画の隣に飾らせていただきました。また、寄附金等につきましては、今後飯塚先生の名が残る形で有効活用してまいる所存であります。

以上、私の挨拶と行政報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

市原町長。

○町長（市原 武君） 大変恐縮なんですけど、議案の一部を差しかえをしたく、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（市原重光君） ただいま町長からの議案の一部差しかえの申し出がありました。

内容について説明をお願いいたします。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 大変恐縮でございますが、差しかえをお願いいたしますものは、事前配付いたしました議案第3号 睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についてと、議案第4号 睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

訂正いたします箇所でございますが、両議案とも提出日の行で、平成27年12月3日となっておりますが、正しくは平成27年12月3日提出の誤りでありますので、訂正し差しかえをお願いするものです。本日お手元に正しいものを配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 以上のとおり、差しかえをお願いいたします。

漏れはございませんか。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） それではこれより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名をいたします。5番今関澄男議員、6番幸治孝明議員の両名を指名いたします。

---

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

---

◎議会改革特別委員会結果報告

○議長（市原重光君） 日程第3、議会改革特別委員会結果報告を行います。

12番、市原裕一委員長より報告願います。

市原委員長。

○議会改革特別委員会委員長（市原裕一君） 皆さん、どうもおはようございます。

私のほうから委員会調査結果報告書を申し上げます。

平成27年12月3日、睦沢町議会議長、市原重光様。

委員会調査結果報告書。

本委員会の調査結果を睦沢町議会委員会条例第26条、睦沢町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

1、調査事項。

睦沢町の議会改革に関する調査検討について。

2、経過。

平成27年第2回委員会。

日時、平成27年5月29日金曜日、302・303会議室。

事案。

（1）議案等議員別評決結果の公表について。

（2）議会だより編集特別委員会について。

出席者、委員長ほか委員11名、事務局2名。

平成27年第3回委員会。

日時、平成27年8月28日金曜日、302・303会議室。

事案。

- (1) 議会だより編集特別委員会について。
- (2) 常任委員会について。

出席者、委員長ほか11名、事務局2名。

平成27年第4回委員会。

日時、平成27年11月19日木曜日、302・303会議室。

事案。

- (1) 常任委員会について。

出席者、委員長ほか委員12名、事務局2名。

調査結果。

(1) 議案等議員別評決結果の公表について、平成27年6月定例議会から議会だよりに掲載することに決定をしました。

(2) 議会だより編集特別委員会については、4名の委員により構成されていたが、平成28年1月20日から5名とすることに決定をいたしました。

(3) 常任委員会については、3常任委員会で構成されていたが、平成28年1月20日から2常任委員会とし、総務経済常任委員会7名、厚生文教常任委員会7名とすることに決定をいたしました。

併せて議会運営委員会の委員については、常任委員会から2人ずつの選出を3人ずつとすることに決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

---

#### ◎監査委員の審査報告

○議長（市原重光君） 日程第4、監査委員の審査報告を行います。

生田昌司代表監査委員より報告願います。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） おはようございます。

本件に関する質問の趣旨でございますが、先の9月議会において、かずさ有機センターに関連してご質問をいただきました。かずさ有機センターに睦沢町と一宮町から100人が働い

ているが、その実態を知っているか。また、この人件費を特別会計で支出していないのは粉飾決算に当たらないか、実態を認識しないまま決算審査したことの責任はどうかと、こういった内容の質問だったと記憶いたしております。

審査の結果についてご報告をいたします。

議員の指摘を受けまして、去る9月26日、執行部から資料の提出及び説明を受け、議会選出の監査委員とともに質疑を重ね、調査をいたしたところでございます。

調査の結果は、まず両町からの人の提供でございます。もみ殻回収作業に8月15日から10月17日までの約2か月でございますが、この間多くの人出が必要となり、一宮町から延べ31日31人、睦沢町から延べ73日73人、合計、延べにいたしまして104日104人がその業務に当たったわけでございます。その経費は概算で146万558円でありました。この他に、たい肥散布作業に本年1月6日から3月13日まで、延べ31日31人、これは睦沢町職員がその業務に従事しております。その概算経費でございますが、36万1,816円でありました。

次に、もみ殻回収作業に従事した、ただいま申し上げました104人の人件費を特別会計で支出していないことについての調査結果でございます。

事務分掌では、地域振興課長は、かずさ有機センター長を兼務しております。ほかの2名も担当者として繁忙期でありますこの期間に本作業に従事したことは当然というふうに理解をしております。

なお、このうちの担当者のうちの1名の給与の2分の1は特別会計に計上しているところでございます。また、他の課員も課長の命により、本務に影響のない範囲で応援体制を引いたというふうに理解しております。

そもそも人件費は事務分掌などによりまして、担当者は多種多様な業務を行っているわけございまして、これを業務ごとに区分することは事務が煩雑になるため、今回は合理的な方法として一般会計で支出したものと理解をいたしました。

特別会計が対象とする具体的な経費の計上でございますけれども、当該特別会計の設置条例の規定や予算措置によって定まるものでございまして、業務実施に伴う費用の全てを計上しなければいけないということではないと認識しております。

さらに、自治法209条第2項、いわゆる特別会計は、特定の歳入をもって特定の支出に充てることを規定しております。その特定の歳入を他の会計や他事業に支出することになりますとちょっと問題でありますけれども、こういう事実はございませんので、本件の処理は違法性がないというふうな判断をいたしたところでございます。

しかしながら、今後の課題といたしまして、ご指摘のように本事業の会計処理については、共同事業者である一宮町と十分協議をすることを口頭で要請したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

---

#### ◎認定第1号の上程、審査報告、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、認定第1号 平成26年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました平成26年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定については、第3回9月定例会において、その審査を決算審査特別委員会に付託したところであります。決算審査特別委員会の審査結果について、6番、幸治孝明委員長から報告願います。

幸治孝明委員長。

○決算審査特別委員会委員長（幸治孝明君） 報告書を朗読することで報告とさせていただきます。

平成27年第3回睦沢町議会定例会において審査を付託された、平成26年度睦沢町一般会計決算外5特別会計決算の審査を、下記のとおり行ったので報告いたします。

#### 記

##### 1、審査の対象。

平成26年度睦沢町一般会計決算、平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計決算、平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計決算、平成26年度睦沢町介護保険特別会計決算、平成26年度かずさ有機センター特別会計決算、平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算。

##### 2、審査の経過。

第1回決算審査特別委員会。日時、平成27年9月11日（金）、本会議休憩中。場所、役場3階、総務常任委員会室。

##### （1）特別委員会構成の決定。

委員長、幸治孝明。副委員長、田中憲一。委員、中村義徳。委員、麻生安夫。委員、田邊明佳。委員、清野 彰。委員、市原裕一。

##### （2）審査方針の決定。

審査方針は、予定された事務事業が計画どおり執行されたか、またその効果等について審査を行った。

(3) 審査方法の決定。

①審査方法は、特別会計を含め各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うものとした。

②一般会計の歳入は、原則として総務常任委員会所管の事務事業の審査の際に一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うものとした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、質疑に十分な時間をとるため、簡潔に要点説明とした。

⑥必要に応じて班長等の出席を認めることとした。

(4) 審査日程の決定。

平成27年10月8日(木)、9日(金)の2日間。

第2回特別委員会。日時、平成27年10月8日(木)、午前9時から。

審査内容。

(1) 総務常任委員会所管の事務事業の審査。

(2) 教育民生常任委員会所管の事務事業の審査(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む)。

(3) 現地調査の実施箇所の決定。

第3回特別委員会。日時、平成27年10月9日(金)午前9時から。

審査内容。

(1) 産業建設常任委員会所管の事務事業の審査(農業集落排水事業特別会計及びかずさ有機センター特別会計を含む)。

(2) とりまとめ。

(3) 現地調査。

①社会資本整備総合交付金(地方道路整備事業)。

社会資本整備総合交付金(道路改良工事その1~3)、町道上市場関戸線〔北山田地先〕。

②道路災害復旧事業。

道路災害復旧工事(25災道第90号)、町道1555号線〔長楽寺地先〕。

③むつざわスマートウェルネスタウン整備事業〔上之郷・森地先〕。

(4) 採決、審査結果報告書の承認。

3、審査会場、役場3階302・303会議室。

4、審査結果。

慎重審査の結果、平成26年度睦沢町一般会計決算外5特別会計決算については、指摘要望事項を付して、原案のとおり認定することにした。

5、指摘要望事項、別紙のとおり。

別紙、指摘要望事項。

1、むつざわスマートウェルネスタウン拠点整備については、町発展の原動力として期待される場所であるが、長期の財政負担も見込まれることから、国の動向を注視するとともに、今後の財政見通しを十分精査した中で検討されたい。

2、国民健康保険特別会計の財源としては、国から交付される国庫支出金と被保険者が負担する保険料を二大財源として運営されているが、保険給付費が年々増加傾向にある中で、次年度以降の予算編成における財源確保が喫緊の課題となっているため、早期に町の方向性を示すよう努められたい。

3、集落営農組織等の設立に向けた自主的な取り組みについて、一層の支援体制の充実を図るとともに、営農環境の確立に向けた機械・施設等の整備に対する助成について、見直しも含め有効活用が図られるよう努められたい。

4、かずさ有機センターの運営にかかわる人件費の取り扱いに違法性はないものの、一宮町・睦沢町両町の担当職員の事務分掌が多方面にわたるものであり、厳密に区分することにより事務が煩雑になるため、今後は合理的な会計処理の方法を検討されたい。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、平成26年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 平成26年度睦沢町一般会計決算への反対討論を行います。

町長の提案説明で、税の徴収率は向上したが税額は減収したとあり、主な要因は給与所得

者、農業所得者の所得減による、個人所得による個人町民税所得減の減少によると、その原因を述べておられます。そして、その結論は引き続き徴収率の向上だとしております。

これは当然のことではと思いますが、私はこの現状を数値的な向上に結論を持っていくのではなく、その裏にある町民の暮らし、例えば大企業による人減らし、非正規雇用化や米価暴落など、こうしたことに対する有効な政策を国がとって来なかったことなど含めた、町民の実態に合わせた暮らし、福祉政策の充実の必要性を認識して、今後に生かすべきだと考えるわけであります。この点が私は欠けているのではないかと思うわけであります。

また、町長は先程も挨拶の中で述べられました、選択と集中により予算を編成したと述べておりました。そのあらわれの一つが学校給食の自校方式から、土睦小と中学校の民営共同センター化であります。

給食は食育であると1954年に学校給食法が制定されて60年がたちました。日本中の子供たちが6年から9年間毎日食べ続ける学校給食、心身の成長や発展に与える影響は小さくありません。食育基本法は、子供たちに対する食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を養い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであるとしております。

この点からいえば、小学校と中学校の給食内容が量と品目の増減などにとどまっており、体力や行事など、年齢、状況、学校の違いに配慮出来ない仕組みであります。こうしたことは、基本法の理念から、また自校方式からも後退と言わざるを得ないと考えます。

もう一つの選択と集中については、住民参加型の上市場における再整備計画、そして促進、この点では当初からの住民参加という合意がなされて進められております。その一方、膨大な町予算をつぎ込む道の駅の拡張移転や住宅建設、温浴施設などの大型建設計画が十分な住民参加型で行われているとは思われません。そして進行していることであります。

地方自治体の本旨は、団体自治、つまり国から独立してその地方自治体が決めるという問題であります。住民自治は住民の自由な意思に基づいて、その団体の意思が決定されるというものであります。今からでもこの住民自治の立場で行政を進められることを求めて、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） 2番。平成26年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

この決算につきましては、依然として厳しい雇用情勢や少子高齢化による生産年齢人口の減少などにより、自主財源の確保が難しい中、国・県への積極的な働きかけにより補助金などの財源を確保し、積極的に各種施策に取り組み、推進されたことは評価に値するものであります。

その一つとして、インフラ整備についてでございます。社会資本整備総合交付金事業により、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町内10橋の維持工事を実施し、また老朽化が著しい路線の舗装・補修工事、すれ違いが困難な道路の拡幅工事を実施し交通の安全を図るなど、補助金を有効に活用し、住民の利便性を確保しました。

子育て支援では、こども園において時間外保育や一時預かり保育を実施し、多様化する保護者のニーズに対応するよう努め、待機児童ゼロを継続していることは、またこれも評価に値します。

また、生涯学習体制の確立と学習機会の拡充の一環で、家庭学習の習慣化と基礎学力の向上を目的としてアフタースクールを実施し、学習活動の支援を行いました。今後は子ども・子育て支援計画に基づき、子育て支援を推進することも望むところでございます。

防災については、人、地域、町が協働による防災に強いまちづくりを目指していかなければならないところでありますが、防災に対する総合的な指針及び対策を定め、睦沢町地域防災計画が完成したところでございます。また、災害時要援護者避難訓練の実施など、住民の生命や財産を守るための努力がうかがえます。

このほか、ふるさと納税では寄附者に対し、むつざわ米を中心とした町の産品を返礼品として贈ることで睦沢町のPRに努めたところでもあります。これまで以上に睦沢町の産品が全国へ広まることを期待をします。

また、地域活性化住民提案事業による地域コミュニティの活性化や睦沢町のPRなどが期待される事業を募集し、新たなコミュニティの形成に寄与しました。これにより住民自ら睦沢町、また地元の将来のこと、協働によるまちづくりについて考えるきっかけになったと考えます。

今後も積極的な国・県への働きかけ、財源確保に努めるとともに、本町の将来像実現のため、引き続き財政の健全化を維持しながら、限られた財源で最大の効果を上げる施策の実施を執行部の方をお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

萩野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） 11番。順番として私は反対の討論になると思います。

○議長（市原重光君） どうぞ。

○11番（荻野新衛君） 予算を計上し、それを実行する。そしてその成果が上がるということは、それはしごく当たり前のことでございます。私としては違う観点からの反対をしたいと思います。

先程、行政報告で町長、名誉町民の話に触れましたけれども、名誉町民の葬儀に対して特別弔慰金を、予備費から100万円近いお金を動かして弔慰金にしたということで、問題はこの100万円というお金が、議員が知らないということなんですね。三十何億とか大きなお金から考えれば数字的には微々たるものだけれども、全てにおいてこれは税だと思います。その執行に当たって、今後このようなことがないように苦言を呈して、私は一般会計について反対するものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論。

麻生安夫議員。

○3番（麻生安夫君） 平成26年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

まず、歳入では自主財源の確保であります。景気の低迷により地方財政が依然厳しい中において、町税の収納関係において接触困難な滞納者の対策として、休日徴収及び夜間徴収などにより徴収率は前年度よりわずかながら増加しております。しかしながら、収納額は個人徴税額においては給与所得者、農業所得者の所得減少により減額となっておりますので、引き続き適正な手続による財源確保に努めていただきたい。

次に、歳出についてであります。1点目は町の基幹産業である農業の営農支援ですが、多面的機能支払交付金事業及び環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、共同活動による環境の保全や老朽化が進む水路等の施設改修を行うとともに、かずさ有機センターのたい肥の活用により循環型農業の推進をしました。

2点目は子育て支援の充実であります。若い世代が安心して子育てが出来るよう、育児に必要な情報の提供と専門職による育児相談や訪問指導の充実を図り、育児支援の虐待防止に努めております。

3点目は健康長寿のまちづくりです。保健分野において、特定健診における基本項目を平成25年度よりもさらに1項目追加し、健診内容の充実を図るとともに、受診結果に基づく保

健指導及び栄養指導を実施し、生活習慣改善指導を強化しました。各種ガン検診については対象者への受診勧奨を強化したことにより、受診率の向上とともに早期発見、早期治療につながりました。

4点目は協働・防災まちづくりです。防災については、町民を対象として地域と協働で行う災害時要援護者避難訓練を含む防災訓練を実施し、さらには25年度から継続事業で実施した睦沢町地域防災計画が完成し、町民の生命や財産を守るための総合的な指針及び対策を示したことは評価出来ます。

限られた予算の中で、創意工夫により各種補助金制度を積極的に活用し、財政運営を行っております。今後も健全な財政運営を維持しながら、引き続き選択と集中による行政運営をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成26年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計決算への反対討論を行います。

先程、徴収額の減少の背景に個人所得の減少があるとの町の認識を紹介をいたしました。しかし、当町、我が町ではそんな中でも徴収率を見ますと、県内でも町民の行政に協力する積極的協働の姿勢があり、高さを示しておるわけであります。ただ、現実にこうした個人所得の減少の中で、住民の暮らしを圧迫しているのが国保税などの負担増であるということは、あちこちで聞く話であります。病院に行くと、「交通費も合わせると1万円でも足りない。数万円持っていく」という方もいらっしゃいました。

こうした医療費の負担増と現実を見ると、国保税の負担軽減は地方自治法第1条の2、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とするという大きな立場に立てば、国に軽減策を求めるのが基本であり、ここを進めるべきであります。町として、少しでも全体として軽減を行うということをするべきではないかということ求めて、反対といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） 2番。平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険は国民皆保険の根幹をなすもので、後期高齢者医療制度とともに社会保障の重要な役割を担って来ました。本町におきましても高齢化率が35%を超える中、住民の医療保険を支え、安心して暮らせる日々の生活に寄与しております。

平成26年度の医療給付費は、前年度比で約5.8%伸びており、保険給付費の財源となる交付金等はわずかに増加したものの、総所得金額が減少したことなどによる保険税の減少で基金の取り崩しを行いながら国保の運営を行っている状況であり、国保会計を取り巻く財政状況は極めて厳しい状況にあります。このような状況の中で、一般財源からの法定外の繰り入れも行わず、町民の暮らしと健康を支える制度として役割を果たしているものと考えます。

今後も国民健康保険税の公平性を保ちながら、低所得者等への軽減措置を行い、収納率の向上に努めるとともに、特定健診等の受診率のさらなる向上と保健指導を積極的に推進することに期待するものであります。

また、町の主要施策の一つ、健幸長寿のまちづくりを推進し、病気予防のための特定健診内容の充実や歩くことを基本とした体力増進の取り組みにより、町民が健康で生活出来るような安定した国民健康保険の運営をお願いするものであります。

以上、本決算は適切な内容であり、賛成するものであります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ありません。次に、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ありません。ないようですので、これで平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会

計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成26年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。私は町政の運営の基本は、先程申しましたような地方自治法の基本に立って、住民の暮らしの状況に寄り添って政策転換すべきだというふうに考えておる次第であります。

介護保険特別会計は、今でも私覚えているんですが、導入のときに、誰でも安心して老後が送れる。誰でも、こういうふうに確か説明があって導入した介護保険制度です。しかし、その後保険料も利用料も、またサービスも改悪されていると言わざるを得ません。これは利用者だけではなく、施設運営に関しても私は危機的な状況にさえあると考えております。施設運営の助成は削減され、施設職員が勤まらない状況にさえなっている。全体として、こうした国の介護保険に対する施策の弱さが出ていていると考えております。今や、「お金がないと介護も受けられないのか、私はどうしたらいいのか」という高齢者の声が寄せられております。夫の介護のために仕事をやめたなど、介護保険導入以前の老老介護、家族介護の状態さえ再び生まれているのであります。

政府は要支援を介護保険から外す。ボランティアを中心に、地域で安上がりの支援策へ進もうとしております。巨大企業への優遇策を拡大しながら、庶民には増税、サービス削減という逆立ちした政府の政策の根本的転換が大もとでは必要であります。しかし、町としても新たな負担軽減策を導入する、住民のサービス向上に努めるということを求めて、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○3番（麻生安夫君） 3番。平成26年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

町の人口は減少しつつある中で、65歳以上の高齢者の占める割合は増えており、各種介護サービスの利用者も増加傾向にあります。これに伴い各種給付費も増加しており、この状況はまだ当分続くものと思われま。このようなことから、町では各種介護予防事業を展開しており、特に出張予防教室は町内7箇所で開催されています。そのほかの地区においても身近な場所で高齢者が気軽に介護予防に取り組めるよう、介護予防推進員の要請によ

り新たな予防教室が展開されております。

このほかでは、地域包括支援センターが一般高齢者の要支援、要介護認定者に対し、各種福祉サービスの手続支援や介護相談などについて密接に対応しており、多くの件数を処理しています。第6期介護保険事業計画も策定され、将来を見据えた事業運営がなされていると思われま。このようなことから、介護給付費抑制のための介護予防事業がさらに進展し、充実することを望み、本決算に賛成するものです。

○議長（市原重光君） 次に、反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ありません。ないようですので、これで平成26年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成26年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

萩野新衛議員。

○11番（萩野新衛君） 11番。反対の立場で発言させていただきます。

この件につきましては、先程代表監査委員のほうから違法性がないということでありました。私はそれはそれで受諾はしておくわけですが、決算というものを、一つの形の中で、やはり数字というものが必要だろうと。ただいま聞いたところによると、報告の中で約200万円近く職員がそこにかかわっているということで、これが数字的に出ていない。だから私は9月のときには一つの粉飾じゃないかと、粉飾決算で正確な数字が出ていないということで代表さんに伺ったわけでございます。

問題は、25年度の決算審査の段階で、私はこの点について担当者にきちっと質疑をしたわけですね。そうであれば、26年度の審査については代表監査委員にはこの旨を伝えておかなかちゃいけない。はっきり言えば、代表さんに恥をかかせたようなものなんです。そういうところの仕組みが、今の町は、私はおかしい。弔慰金の流用にしても、知らなきゃそのままいっちゃおうと言われてもしょうがない。私みたいなのがいたから、そこで表へ出て来ちゃったんだけどね。

だから私は、これから厳しい時代が続くわけなんですよ。日本の将来も危ない。介護も医療もいろんな点、消費税も上がる、そういう中で地方自治体はもっと厳しくなる。特にこう

いうところはね。だから行政というものはもう少しそういうところに対して、行政運営に対して真しにやってもらいたい、そういう観点から警告を発する意味で、私は反対といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中村義徳議員。

○9番（中村義徳君） 9番。平成26年度かずさ有機センター特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

かずさ有機センターは、酪農家から排出される糞尿処理の目的のみならず、稲作農業中心の本町にあって生産するたい肥を使用した米や千葉エコ認定のむつぎわ米として、ふるさと納税の返礼品としても多く用いられ、広く販売されております。今後は老朽化施設の維持を始め、糞尿の確保と将来を見据えた計画的な運営が必要になると考えられますが、両町における循環型農業の核として位置付けられるとともに、本町における環境保全型農業の推進には不可欠な施設であります。両町からの負担金、繰入金に頼らざるを得ない状況はあるものの、運営は順調に推移していると考えております。

また、先の第3回定例会において、睦沢町・一宮町両町の職員が一定期間業務に当たっていることに対するご意見がございましたが、たい肥の販売価格や町の負担金、繰入金を抑制するため、両町において協議の結果実施されているものであり、これは運営上問題はないと思っておりますので、よって私は平成26年度かずさ有機センター特別会計決算について賛成するものであります。

○議長（市原重光君） 次に、反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。私はこの有機センター、経過で見ますと、法律の改正があって、こうした施設、どうしても必要になったわけでありまして。それでいろんなところを、場所も検討して、なかなか決まらなかったという中で、当町が引き受けざるを得なかったというか、引き受けたという経過があって、そういう意味ではこの糞尿処理、それからお米の品質上の向上に役立てるといふ点では、先程も話がありましたが、ふるさと納税なんかで再び利用したいという方もいらっしゃるというような、私は成果を上げているのではないかとい

うふうに思うわけであります。

ただ、根本的な酪農家の減少の中で、これが今後維持出来るかどうかという非常に難しい問題あるわけで、特にT P Pなどやられますととんでもないことになりまして、やっぱり日本の農業、睦沢町の農業を守るということでもこうしたT P Pなどには反対して、そしてこういうかずさ有機センターの運営も行って、ふるさと納税だけではなくて町農業の発展に役立てるという流れを、私はやっていくべきではないかという意見も申し上げて、賛成討論としたいと思います。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成26年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

最後に、平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算への反対討論を行います。

この制度は端的に言って、年齢で医療制度を差別するというもので、世界的にも本当にない制度であるということは言って来たところであります。さらに、これも介護保険と同じであります。次々と負担増が進められるということで、ますます後期高齢者がこの制度を利用しにくくなるという現実であります。

何と言っても今の後期高齢者の皆さんは、戦後、戦前の方もいらっしゃるでしょう、戦後の日本の経済の発展に本当に汗水流して働いて来られた方であります。そういう方を、高齢者がどんどん増えて来るから支出が大変だとか、そういう理由で分けていいのかと。こうした後期高齢者こそ本当に老人保健法にいわれるように、尊厳を持って老後を生きていけるといふ点から考えると、この制度に甚だ疑問であります。

これは町自体で根本的に解決出来る問題ではありませんが、この制度そのものを廃止をして、私はもとの老人保健制度に戻すべきだといふふうを考えるものであります。こうしたことがどんどん続けば、それこそお年寄りが一体何のために生きて来たんだと言わざるを得ないような日本になってしまうと、そういうことでいいのかという思いを込めて反対といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

市原裕一議員。

○12番（市原裕一君） 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

千葉県広域連合の運営による後期高齢者医療制度の決算であります。町は広域連合の決定に基づき、保険料の徴収や給付にかかわる各種申請書の受け付け事務などを行っております。保険料は2年ごとに見直しがされ、平成26年度は所得率が7.43%、均等割額が3万8,700円に改定され、賦課限度額も57万円に引き上げられましたが、軽減について、前年度と同様に世帯の所得水準に応じた均等割額の軽減と、所得58万円以下の被保険者に対しては所得割額が5割の軽減措置が行われました。なお、未納者が1名おりますので、早期の回収と今後も100%の収納率を目指し、徴収に努めていただきたいと思います。

給付の面でございますが、人間ドック助成事業をこの制度がスタートしたときから町は取り入れており、平成24年度からは脳ドックに対しても助成を始めました。平成26年度の利用者は、人間ドックが18名、脳ドックが3名で、利用者は年々増加しております。この助成制度が活用されていることなどから一定の評価をし、本決算に賛成をするものでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 次に、反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

以上で全会計の討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、平成26年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。したがって、平成26年度睦沢町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定をいたしました。

次に、平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定をいたしました。

次に、平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。したがって、平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定をいたしました。

次に、平成26年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成26年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定をいたしました。

次に、平成26年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成26年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定をいたしました。

最後に、平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定をいたしました。

皆さんに申し上げます。

生田代表監査委員はここで退席されます。どうもご苦労さまでございました。

(生田昌司代表監査委員 退席)

○議長（市原重光君） ここで10時25分まで暫時休憩といたします。

(午前10時10分)

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午前10時24分)

---

◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

なお、通告以外の質問は答弁されませんのでご了承願います。

また、答弁につきましては漏れのないようお願いをいたします。

それでは通告順に従い、順番に発言を許します。

---

◇市原時夫君

○議長（市原重光君） 最初に、10番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫でございます。

通告順に沿って一般質問を行います。

今回の質問は、町の将来像をどうするかという根本問題が提起をされている中での質問であります。したがって、基本的な問題と具体的な提案も含めて質問したいと思います。よろしく申し上げます。

まず、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。

第1に、国の総合戦略に沿って策定をされているが、町民の現状・要望から見直すべきではないかということであります。今回の総合戦略、今日完成したのいただきましたので、私の質問と、これは案の段階ですから、もしかするともうあるかもしれませんが、そこはお許しいただきたいと思っております。

この戦略は今後5年の町の政策方向を決めるものであり、これまでは総合計画、総合戦略ではなくて総合計画という形で、今、第2次後期総合計画という形で進められているわけがあります。ですから、ダブる期間が2年あります。ですから、この総合戦略のほうについては新たに施策を盛り込み、その後はこれまでの総合計画を吸収して、総合戦略を最上位計画と位置付けるとしているわけでありますから、ちょっと複雑なところはあるのですが、そういう中での位置付けとして私も質問したいと思っているわけであります。

この計画は、その基本的な考え方は国の方針に基づいているわけでありまして、その根拠は専ら町人口減少の克服または急激な減少を防ぐという視点から、アンケートも行い、睦沢町人口ビジョンを策定し、人口の急激超高齢化社会に直面しているとの現状から、自律的で持続的な社会を創生出来るようにすると位置付けているわけであります。

その特徴は、再生可能エネルギーの活用、子育て支援の推進など積極的な内容がある半面、国の方針に基づいて、一方では民間事業者の公的サービス参入、一方では国の方針による社会保障や地方行財政の抑制削減の方向に基づいているわけであります。例えば要支援始め高齢者福祉は、在宅ボランティアなど安上がりな方向を目指しているのが特徴であります。これは町独自という問題ではありません。国のほうから来ているわけでありますので、これは町の責任という話ではありませんが、そういう中で位置付けられていると。

第2に、農業などの地域経済は、確かにこの計画全体、数値目標全部やっているわけですが、具体的な発展の展望があるのかという点では甚だ疑問だということであります。

第3に、重点プロジェクトとして位置付けているむつざわスマートウェルネスタウンは、今後25年間にわたり多額の町財政支出が必要となる事業であり、その効果の十分な説明と住民の英知を生かすという取り組みが必要なのではないかという点で、私は疑問もあるわけであります。

私は、将来に向けて重点としなければならないのは、暮らし、福祉、子育ての充実施策ではないかと考えております。というのは、この間多くの皆さん方とお話をすると、決まって高齢者の方は、「税金は増え、年金は下がり、介護を受けたくたって利用料だって払えないじゃないか」と、特に国民年金の方おっしゃられます。多くの方々は「いつの間にか年金が減っている。国民年金ではとても介護保険制度が利用出来ない。体の具合が悪くなったら一体どうしたらいいか見通しが無い」ということを聞きます。これでは介護保険導入前に戻った状態ではないでしょうか。

若い方は「大学は卒業したが仕事がない」、若い女性も「パートの仕事を週何回がやっ

と」という声も聞きました。そんな中で「子供を産み育てたいが、経済的にも子育て福祉施策的にも不安です」という声がありました。調べてみますと、この町が近年行った調査が三つあります。一つは平成25年3月、睦沢町住民意識調査、27年3月、子ども・子育て支援事業計画、それから睦沢町人口ビジョン策定アンケートがあるわけであります。これが大体近年の住民の意向調査であります。

人口ビジョン策定アンケートでは、「将来の生活、結婚、出産、子育てに関する不安・心配事は何か」ということで、家計や収入のことというのがトップの57.3%。親や親族の健康や介護のことが心配というのが2番、53.5%であります。つまり、今住民の立場から言えば、若い方が定住し、そして世代がわりをしながらも活力あるまちづくりをするという点では、こうした子育て支援への経済的応援と高齢者福祉が大事であることを、私はこのアンケート結果が示しているのではないかと、私が色々お話を聞いた点ともこの点では一致をするのではないかと考えているわけであります。

職場を退職されて、まだまだ元気な方もたくさんいらっしゃいます。こういう方もお聞きをしますと、「現在はいいけれども、これで夫婦の一方が倒れたらどうなるのか不安だ」という声も聞きます。元気で健康な老後という施策は当然であり、とても重要であります。ただ、その中でも、どうしても避けられない病に陥ったらどうなるかという不安を解消出来るのか、高齢者福祉負担軽減、サービス充実の施策が今、最も重要だと私が考える理由であります。

私は人口対策の上からも、総合戦略である、こういうふうに言っているのね。「町に魅力を感じ、住んでいたい、住み続けていたいと思えるまちづくり」のためにも、経済的暮らしを支える支援、子育ての体制と質の充実、町の基幹産業である農業後継者対策など、住民目線からの施策こそ最重点施策とすべきと考えますが、町長の考えを伺いたいと思うわけであります。これが一つであります。

次に、再生可能エネルギー活用・農林業を地域経済活性化としてしっかり位置付け、後継者育成を明確にしてはどうか、について伺います。

実はこの間、都市部から転居された方何人かとお話をしますと、睦沢町を非常にいい町だと言っております。温暖な気候、豊かな自然、そして人柄などを挙げられて、いいところだと言っておられるわけであります。住民意識調査でも、住み続けたい理由のトップは自然や環境がよいから、地域の行事や近所づき合いがよいからというのは4番目、上位なんです。この点でも私が色々お話しした点とマッチしていると思われるわけです。そして、その睦沢

町の環境の魅力を保全しているのは農業であることは明らかであります。

しかし、この睦沢町の農業発展を根本的に阻害しているのが、日本の食料自給率がカロリーベースで先進国最低の40%前後、政府が根本的にこれを引き上げる政策になっていない。先程も言ったように、TPPによって食料主権を放棄する、農業に打撃を与えるという状況になっている実情であります。私はこういう中で、もちろん国全体が政策として転換をしていただきたいわけではありますが、食料自給率向上、地域環境の保全、災害時の保水力の維持整備のためにも、町農業の維持発展は、地域経済発展の意味でも人口減少を防ぐ意味でも極めて重要だと考えます。

その上で、第1に、米・野菜農業の後継者支援、新規就農者支援の問題であります。先日、埼玉県の羽生市のはにゅう農業担い手育成塾を視察してまいりました。ここでは平成22年度から市町村、農協、県営林公社、農業委員会等の関係機関が連携をして、農業大学校等の研修を終了した新規参入希望者を支援するため、明日の農業担い手育成塾を設置しております。新規就農・後継者育成助成事業として、埼玉県農業大学校への就学支援から始まっております。

また、民間の研修農場を活用して、これは私も見てまいりました。結構広いところで、若い方が、ほとんどやる気のある方、毎日のように来てやっておられました。指導者の人件費、運営費を出して、農地の確保、技術指導、生産から販売までの模擬経営、消費者と交流、農地・住宅のあっせん、資金・経営相談、もう実にきめ細かな支援策、つまりきちっと農業としてやっていける基本的な問題については、かなりきめ細かくやっているわけであります。

また先日、農林水産省との交渉に参加した際、私は睦沢町の酪農家の実態をその中で担当者に述べました。ちょっと余談になりますが、その担当者の1人が以前睦沢町にたい肥関係のところであられた方でありまして、睦沢町のことをよく知っておられましてお話を聞いていただいたわけであります。こうした中で、TPP、このまま進めば農家の心臓を突き刺すものになるぞというふうに言って来たわけではありますが、その際、国は、新規就農・経営継承総合事業について説明があり、青年就業給付金などの積極的活用をもっとやって欲しいということもお話しされました。こうした新規後継者支援も検討すべきではないかと思いますが、考えを伺いたいと思います。

また、総合戦略には木質バイオマス等の再生エネルギーの活用を掲げており、是非推進をしていただきたいと思います。私は平成26年9月議会で、南房総市の木質バイオマスの実例や全国各地の実例をもとに提案をし、町も検討を約束をし、この計画の中にも入っているわ

けであります。具体的に調査・検討はどこまで一体進んでいっしやるのかなという点についてお聞きしたいわけであります。

次に、スマートウェルネス拠点整備事業について伺いたいと思いますが、まず最初に申し上げますけれども、私は現時点でこの事業に絶対反対ということではありません。というのは、この計画が議会に全面的に実施案として示されたのは11月19日でありました。その後、この内容を検討し、また住民の声も聞き、その中から税金の使い方、効果、住民合意という点についてお聞きしたいというわけであります。そして、この拠点整備事業については案の段階の文書しかいただいておりませんので、もし考えでどこか発展しているところがあったら、その点についてはご了解をいただいて質問したいと思うわけであります。

この事業は、道の駅つどいの郷むつざわを移転拡充し、PFI方式による官民連携のもと、休憩機能、農産物直売所等の地域振興機能、健康関連機能と居住機能などが複合する高機能拠点であるスマートウェルネスタウンの整備を推進し、町内外のあらゆる世代の人々が集い、交流出来る機会を創出するというのが狙いだと思うわけであります。総合的な提起であります。

まず、PFIについて伺いたいと思います。この手法というのは、一時的に民間の資金を活用し、一部民間の独立採算による経営もありますが、基本的には運営・経営を民間に委託するということが基本とすることだと思っておりますが、一部災害施設関係等を除けば、民間が本当にメリットがあると考えれば、誘致という手段により民間の責任で行えるのではないかという疑問であります。PFIは、民間にとっては多額のお金をかけて調査、計画づくりや土地の買収や整備など、基盤整備を町が行ってくれるので大変有利であります。逆に言うと町もその分リスクが多いと思っておりますけれども、この点をどうお考えになるのかと。

次に、各施設、住宅の設置と運営方法は公的事业として位置付けられるものなのかという問題であります。地域経済・安全・福祉の効果にとってどのように展望しているのかについてであります。

何人かの方とお話をしますと、「この計画は税金を使った分、睦沢町民にとっての暮らし、福祉の充実につながるか不明だ。よく説明してもらいたい」などの声を聞きました。この点では、町監査委員の平成26年度睦沢町各会計決算審査意見書でこのように述べております。

「国の動向（補助金、交付金）を見極めつつ、財源確保と併せて費用対効果等も十分留意して検討されたい」と述べているわけであります。私は町民の十分な理解を得ているとは言えないのではないかと思うわけであります。

まず、人口増加という点では、定額家賃による賃貸住宅建設で、特に近隣市町村で既に仕事をされている若い方向けに移住を促進して増加を図るという効果は期待出来ますが、その財政負担と町の魅力創出によるソフト面の充実がされるかどうか、今後の世代交代をしていく何年の流れの中での決め手になると思うわけであります。

また、人口ビジョンのアンケートでは、購入・賃貸しやすい住宅地の整備・充実について求めていらっしゃる方は16.9%。同じ項目で他のところは30とか40とかこうあるわけですが、これは余り高くないという状況であります。これは理解がされていないのか、そういう状況なのかわかりませんが、こういう結果が出ていると。

それで、交流人口を拡大するという点についてであります。道の駅の年間来訪者を13万人、これレジ打ちということで、来た人は15万人になるんじゃないかというお話でございましたが、を25万人に増やすと。つまり10万から12万人、来る人を増やすということであります。一方、スポーツレクリエーションや豊かな自然を活用した観光交流人口の拡大の項目がありますが、それを全部足すと大体数百人規模で拡大を見込むということでありますから、この点での疑問が残るわけで、見通しをお聞かせいただきたいと思うわけです。

次に健康という点であります。温浴施設とフィットネスクラブとを活用していただき、周辺を2,000歩程度歩いていただくということですが、医療費負担が大変になっている中、私は特に低所得者の方こそ利用していただきたいと思うわけですが、第1に、車で30台、最高ですが、60人の方に来ていただき、温浴施設利用料を500円から800円払うと。つまり、一定の所得にあり、こうした交通手段を持っていらっしゃる方というのを対象にしているわけであります。

第2に、総合戦略の中には自動車に依存しない社会の構築を目指していますとしておりますが、この自家用車などの活用を前提にしていることを考えますと、矛盾するのではないかなという気もするわけですが、この点についてもお聞きしたいと思えます。

第3に、農産物などの販売施設、加工施設、産直レストラン、温浴施設及び健康支援施設、これB O Oと言っておりますが、中核的な施設を民間事業者の独立採算施設となる提案をしていきますとありますが、この点については変更がないのかという問題であります。さらに、需要変動リスクが生じた場合には、一定の公共負担とすることもありますがとしているわけがあります。これでは民間経営に至れり尽くせりとならないかと。民間は、リスクを覚悟して競争原理で経営するものではないでしょうか。まずくなったら公共的にやりますからということで、これは民間にとっては非常にいいのでありますが、町としてはリスクが大き過ぎな

いかということでもあります。

次に、農産物直売所等の地域振興機能という問題です。確かに、現状の道の駅の農産物などの供給量の少なさは住民から言われますけれども、それは町の農地の特性もありますが、町として有効な支援が尽くされて来たのかということに私は立つわけでありまして、この点が十分に将来的に明確な地域の農業発展として出されない限り、私はこれが地域振興機能という、先程町が掲げたウェルネス構想の中の重要なポイントの証明になるのかということなのであります。具体的な対策もなしに15万を25万に拡大することや、販売などが民間の独立採算ということになれば、地域農業振興というより単なる農産物販売スーパー的なものになってしまう、地域農業の振興につながらないのではないかと思うので、お聞きをしたいと思います。

次に、広域的な災害支援施設という側面であります。睦沢町で今一番災害の被害が想定されるのは何でしょう。津波じゃないんです、今。地震による全壊建物123棟、死傷者37人という予測なんです。最初私も津波が大きいと思ったんですが、県だとかいろんな調査をすると、10メートル位の津波であります、一部堤防を超える可能性はあるとしても、1番はこの全壊ではないかというふうに言われているわけであり、この災害対策にこそ力を注ぐべきだと考えるわけであります。

それと、一宮等の津波避難者への二次避難受け入れも大事であります。この点もここに入れているわけでありまして、広域避難所として8箇所指定をしておりますが、私は大事なのは、例えば東日本大震災のときどういうことが起きたかと。中学校の体育館に行ったんですが、寒くて子供さんもみんな大変だった。それで、町は確かに手早かったです。それで、これじゃ駄目だということで、改善センターなどに分散的に移動していただくということがあったわけでありまして、今度その中学校の体育館を指定している場合、こうした場所を指定するだけではなくて、そこにおけるいろんな条件下での対応という問題についてどう考えているのかということでもあります。

それと、それに係る財政支援については、町独自ということではなくて、広域的な検討の中から引き受けるわけですから、実際に災害があった後でおまえのところ金よこせといかないわけですから、今からそういうものも含めた検討をされて、財政的にも睦沢町だけが引き受けるということがないようにすべきだと思うわけですが、伺いたいと思います。

次に、町の財政状況見通しから、適正規模と言えるのかということについて伺うわけでありまして、財政負担の問題であります。この計画は設計建設に4年、建設整備費の町負担金が

15億6,500万円、プラス国の補助金が11億円、25億6,500万円というものであります。その後、国の補助金が出るという話はないわけですが、運営費含めて町が負担する金額は25年間合わせていきますと、全部で19億円を超えるという大事業であります。年間大体毎年9,000万円前後の負担が25年続くというものであります。その結果、町の借金状況は、今将来負担比率というのが一つの指標になっているわけですが、平成26年、町は33.7%であります。健全化させるため、これ以上はと言われるパーセントは、早期健全化基準と言って350でありますから、極めて健全な財政状況になります。

今後最大の予測比率はまだ不明ではありますが、広域事業の新たな事業という話もあり、含めれば200%を超えると思われるわけでありまして。ちなみに、平成25年の将来負担比率は最大が千葉市の248.7、2番目が銚子市の190.7、3番目が茂原市の143.5、私の調査であります、というふうになっております。つまり、千葉市に次ぐ将来負担比率になるという状況なのであります。

次に、若者定住・子育て支援について伺います。

若者定住という町の基本姿勢から見ても、子育て支援の睦沢町が揺らいでいるのではないかと。小さな町だからこそ出来る、世代を超えた交流のまちづくりを目指すべきだと。私は、確かに住宅建設というのは手っ取り早いんです。人が増える点では。問題は、それ以後どう持続していくのか、子供を産み育てやすい環境づくりにあると考えるわけでありまして。

ある方から私、こういう話を聞いて愕然としたわけでありまして。睦沢町は子育ての町と聞いて転居して来た。ここまでいいんですよ。やっぱり、睦沢町いいなということはかなり広まって来たなと思うんですが、実態を知ってがっかりしたと。私も色々調べてみたわけでありまして。例えば、こども園や学童保育の利用者増加による現状このままで、施設や職員に対していいのかという問題、公民館図書の子供図書の整備や充実、学校給食の統合による献立の均一化など、指摘や要望が寄せられておりました。

私は少子化人口減少対策課を、対策課というのを設置している茨城県常陸太田市というのに行って来ました。こういう、わざわざ「子育て上手 常陸太田」という、こういうのも出してやっているところでありまして。出生数を増やすということで、20代、30代に魅力のあるまちにしようということで進められている。特に子育て世代、今色々考えている方々に、子育て上手常陸太田推進隊というのを組織して、口コミ、これでのPRをやっているということでありました。

もう一つは出会いの機会の工夫であります。結婚相談センターというのを使って、今まで

のような結婚相談というパターンじゃなくて、「YOU愛ネット」として専任相談員2名が結婚希望者、独身の子を持つ親からの相談に対応して、もういろんなことやります。お見合いまでサポートする、パーティーやる、親の集いやっているんですね。なるほど、今そういう時代なのかなと思いましたがけれども、こういうイベントもやっているということで、例えば平成24年は279名の参加で23組のカップルが成立したという報告で、成立が非常に高いということで、私はやっぱり今大事なのは、こういう方の専任の、やっぱり知っている、プロフェッショナルな方のお話も伺いながら、各種の事業等進めるということが大事だなというふうに思ったんです。親の集いなどはやっぱりちょっと今まで考えつかなかったことでありました。

それから、公園の遊具設置の復活など、安全な遊び場の充実であります。これも要望が多いんです。例えば上市場の中央にある公園であります。以前は滑り台があったんですが、撤去されたままになっており、復活して欲しいと。確かに危険な、あの棒が立っていてぐるぐる回るといのが倒れて事故があったんですが、ああいうのは別として、滑り台程度は復活をしたほうがいいのではないかと。総合運動公園は滑り台、それから砂場、かなりこども園の子供たちが利用しているわけでありますから、撤去されたままになっている公園の状況、もしわかれば今どういう状況になっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

次に、人口増という視点で、医療・福祉の負担の軽減の位置付けが弱いのではないかと。いうことでは、やっぱりこの常陸太田もそうですけれども、やれることはもう何でもやろう位の気持ちでやっているわけでありまして、私は町として特色を出すためにも、子供を産み育てるには睦沢町という位、全国に誇れる位にするためにも、学校給食の無料化、出産祝い金の創設、18歳までの医療費の無料化、もう来年度からは是非実施していただきたいと思うんですが、こういうことをまずやってはどうかと思うわけです。

先程のアンケート結果でも言いましたけれども、子育てへの経済的支援の充実が40.8%。前回やったときは25.5%ですから、こういう意味でも切実な要求ではないかと思うわけでありますので、お聞きをしたいと思うわけであります。

以上、第1回質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員の質問にお答えをいたします。

初めに、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、1点目の国の総合戦略に沿って策定をされているが、町民の現状・要望から見直すべきではないかについてでございます

が、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、確かに国の総合戦略に沿った政策分野の構成としておりますが、その主要施策におきましては決して町民の現状・要望を無視したものではありません。睦沢町人口ビジョンの作成に当たってのアンケート調査結果を考慮した上で策定したものでございます。

しかしながら、町民の現状や要望の全てを解決するには至っていない部分もあると思いますが、まずは今後5か年の計画として、選択と集中による戦略を策定させていただきました。今後、社会経済情勢等の変化も予想されますので、計画の方向性が変わって来ることも考えられます。このような場合には、必要に応じ、計画期間内であっても柔軟に総合戦略の見直しに対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の再生可能エネルギー活用・農林業を地域経済活性化としてしっかり位置付け、後継者育成を明確にしてはどうかについてでございますが、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、睦沢で暮らし続けることの出来る安定した雇用を創出するという政策分野があり、それを解決する手段として三つの主要施策を提案しております。

その中の一つに、次世代につなぐ活力ある農業の再生と活性化という項目があり、その施策展開といたしまして、本町の農業を継続的に発展させていくため、地域農産物開発の取り組み、有機肥料やバイオマスエネルギーを利用した環境に優しい農業への取り組み、新規就農者の育成や集落営農の構築への支援を掲げております。

まず、本町における再生可能エネルギーの活用についてですが、身近なところでは、燃料費高騰による影響を受けずに所得の安定を図れる木質バイオマスボイラーの導入が挙げられます。なお、大規模なものは9月開催の第3回町議会定例会でお答えしたように、原料としての木材収集、運搬等のコストの問題、年間を通じての安定供給の問題等、町単独での実施は難しいと思われまますので、広域的な連携による資源サイクルを確立し、自然環境への負荷低減を図ることを今後とも検討したいと考えております。

また、農林業における後継者育成に関しては、新たな道の駅への取り組みとして、意欲のある生産者への技術指導、市場性の高い地場産品の開発や販路開拓に向けたプロデューサーなどを育成、そして現在進めている集落営農の組織化と道の駅を核とし、総合的に考えてまいります。

次に、スマートウェルネスタウン拠点整備事業についてお答えをいたします。

1点目のPFI事業は睦沢町の事業として適正かというご質問ですが、私は本スマートウェルネスタウン事業は、これからの人口減少や少子高齢化の進展により課題となる農業に係

る後継者不足や耕作放棄地の増加、地域コミュニティの衰退、さらには医療費・介護費の増加に至るまで、様々な課題を解決することの出来る総合的な施策と考えております。

農業では、営農者の高齢化や後継者不足などもあり、今後の現状維持も困難になることが予想されますが、町にとって農業の衰退は地域経済の衰退を意味するもので、人口減少問題と相まって早急に対策すべき重要課題と考えております。

今後、農業従事者の高齢化が進む中、生産量が少なく大規模な市場には出せない農家の受け皿として、直売所が大きな役割を果たすものであり、形が不ぞろい、生産量が一定でないなどの課題を抱える小規模農家や高齢農家にとって、道の駅直売所への出荷が農業継続のモチベーションにつながるものと思われます。このため、農業と道の駅の連携を強化していくことで、農業ひいては地域経済の活性化への大きな鍵になるものと認識しております。農業の継続が出来れば、耕作放棄地の増加の抑制にも効果が期待出来、豊かな自然環境の保全にもつながるものと思われます。

しかしながら、道の駅が農業に関して全ての問題を解決出来るとは考えておりませんので、併せて集落営農等を推進する施策も実施するものでございます。また直売所を地産地消の推進拠点として、町の特色を生かした農産物や加工品などの供給により、出荷者の所得向上、消費者との交流等による地域の活性化にも大いに期待が出来るものと考えております。

さらには、この場所を起点とした健康歩行ルートや健康運動プログラムの実施、温浴施設での癒やし、健康をテーマにいたしましたレストランでの食事など、毎日この場所を訪れる中で気軽に体を動かし、体によい習慣をつけることで健康寿命の延伸にも寄与するものでございます。

そして賃貸住宅については、子育て世代を中心とした移住定住の促進や一部高齢者の入居を可能とした中で、多世代による交流を推進することで、安全・安心な社会の構築のモデルとなる整備・運営を目指すものでございます。

P F I 事業については、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法ということで、P F I で実施する事業には民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供出来る事業が対象となります。

また、P F I の導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が可能となるとしており、このP F I については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、通称P F I 法が平成11年7月に交付をされ、全国で

各種公共施設に活用されております。設計、建設費用、つまりイニシャルコスト部分が費用の一部に国庫補助金や地方債を活用し、残りの費用に民間資金を活用することになります。また、ランニングコスト部分については、建設後の運営管理も民間に任せることになります。

P F I 事業を導入するメリットとしては、道の駅及び賃貸住宅の建設から運営まで民間が長期間にわたり実施することで、町の出費が大幅に削減されます。施設は性能（機能性）発注のため、町が公共事業として建設するよりコストの削減が図れるとともに、民間が管理運営まで行うことになるため、建設費から運営までのリスクの大半を民間が負うことになり、様々な企画やサービス向上の方策を考えることになります。

そして、特産品の開発・販売やレストラン、温浴施設などの運営業務は、行政より民間が得意とする分野でございます。民間事業者の類似事業での経験や経営ノウハウを生かすことにより、利用者に対してはサービス水準の向上、生産者に対しては集客力の増加による生産意欲の向上が期待され、さらに地域活性化への波及効果等も期待されるとともに、地域の方の雇用も十分に期待出来るということになります。

以上の理由によりまして、P F I 手法を導入し、本事業を実施するものであり、ご質問の町の事業として適正であると認識するものでございます。

2点目の各施設・住宅の設置と運営方式は、地域経済・安全・福祉の効果にとってどのように展望しているのかというご質問ですが、住宅については、子供から高齢者までの多世代によるコミュニティー形成により、高齢者が生きがいを持って健康に暮らす、子供を地域住民が協力して見守るなど、多世代型のC C R C、この意味は、高齢者が自立して生活出来るうちに入居して、社会活動に参加し、介護が必要になった場合も医療を受けながら暮らし続ける仕組みのことでございます。このC C R Cともいえる新たな住宅モデルを構築し、多世代の交流プログラムや健康増進プログラム等を実施することで、子供からお年寄りまでが協働してまちづくりを行うことが出来る持続可能な睦沢町が誕生すると期待するものでございます。

また、入居者が地域のコミュニティーに参加することや地域で買い物をすることにより、地域社会が活性化することも期待を出来ます。道の駅では、直売所及びレストランや加工施設に農産物等を提供することによって生産者へ利益が還元されること、そして新たな就労の場としての効果が期待出来ます。

また、安全面で申しますと、地産地消のエネルギーということで、天然ガスや太陽光などの再生可能エネルギーを活用するとともに、電力については東電線を使うのではなく自営の

電線を設けることで、東日本大震災の計画停電のような事態が発生した場合でも自立供給が出来るということから、広域避難所としての活用が有効になります。

福祉の効果といたしましては、先程申し上げましたように健康寿命の延伸が図られ、その結果として医療費・介護費の増加に伴う住民の負担、さらには町の財政負担の軽減につながるような運営方針といたします。

3点目の町の財政状況、見通しから適正規模と言えるのかというご質問でございますが、今までの試算では、建設期間終了時点の収支において赤字が出ておりましたが、事業費等の見直しを行った結果、収支をおおむね均衡させることが出来たこと、費用対効果で1.2という数字が出せたこと及び将来負担比率については約180%と県下においても上位に位置することにはなりますが、早期健全化基準である350%の範囲内にありますので、適正な規模と考えております。また、何もしなければ衰退を免れない今後の地域社会において、本事業は町発展のための重要な拠点となるものと確信をするものでございます。

続きまして、若者定住・子育て支援についてお答えをいたします。

1点目の若者定住という町の基本姿勢から見ても、子育て支援の睦沢町が揺らいでいるのではないかと。小さな町だからこそ出来る世代を超えた交流の町を目指すべきではについてでございますが、総合戦略でも子育て支援として、安心して出産・育児が出来る環境づくりを行うとしており、妊婦・乳幼児検診、相談、母子サポートを充実し、安心して子育てが出来るようなアドバイスや情報提供を行うとともに、不妊治療に要する費用の一部助成や子ども医療費、病中病後児の保育費用の助成、ひとり親家庭における親の自立を支援するための助成など、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を支援いたします。

また、仕事と子育てが両立出来る環境づくりとして、こども園におけるサービス機能の充実を図るとともに、放課後児童クラブによる子供たちの居場所づくりを支援いたします。さらには地域全体で子育てサポートする環境づくりとして、既存施設を有効活用し、高齢者と子供との世代間の交流や共生を目指した事業についても検討する予定でございますので、決して子育て支援の姿勢が揺らいでいるものではございません。ご理解を賜りたいと思います。

2点目の出会いの機会の工夫が必要と思うというご質問でございます。私はこれからは行政が行うよりも、住民自らが行ったほうがより効果的と思われる事業が多くあると思っております。

例えば上市場の魅力づくりでございますが、先日改善センターにおいてワークショップが開催され、私も出席させていただき大変感動いたしましたところでございます。それは、上市場

の活性化を自分たちの手で実現させるという気持ちを参加者全員が持っていること、またそれに向かいまして行政の手を借りることなく、自分たちの力で行いたいという気持ちがひしひしと伝わって来ました。自分たちが企画実施することで、その企画を大切に育てていきたいという気持ちが醸成され、諦めることなく目的に向かってまい進するといった新たな取り組みが始まっております。私は今までにない住民のパワーを心から応援し、そして期待するものでございます。

さて、ご質問の出会いの機会の創出ですが、上市場の皆さんと同様に、町在住の方や町出身の方が集まって活動している団体では、町を紹介するホームページを立ち上げるとともに、むつざわマップの作成・配布や岩井地区の耕作放棄地を自ら開墾し、再生した農地に地元農家の協力により、田植えから収穫までを手作業で行っているなどの独自のワークショップも開催しており、多くの方の参加があると聞いております。

この団体では、今後、出会いの機会についても検討を始めると聞いており、睦沢町を魅力ある町にするために色々な試みをしております。ただ単に婚活パーティーを行うだけでは会話がもたない。1回会うだけでは話せないということもあると思いますので、例えば、田植え、稲刈り、収穫したお米で料理したものをみんなで食べるなどの交流を何度か行い、話せるようになるようなコーディネートやアドバイスも可能であると思われまます。

私は行政が主導して事業を行うよりも、このような町を愛する方たちを大切に、伸ばしていくことがこれからのまちづくりに必要なことだと思いますので、行政が手を出すことでやる気をそぐような施策はとらず、見守っていく中で必要があれば手を貸すといった方針をとりたいと考えるものでございます。出会いの機会の創出についても、必ずや成功するものと期待するものでございます。

なお、町ではスマートウェルネスタウンにおけるソフト事業として、定住促進センターの設置を考えておりますので、移住定住促進事業の中で出会いの機会の工夫についても検討させていただきたいと考えております。

続いて、3点目の公園の遊具設置の復活など、安全な遊び場を充実してはどうかについてでございますが、公園遊具につきましては平成19年度に青年館の払い下げ等に伴い、遊具の一斉点検を行い、老朽化により危険だと診断されたものにつきましては区長会で説明し、検討を重ねた後、撤去させていただきました。子供たちは遊びを通じた集団の中で身体や精神はもとより社会的な協調性を育み、また、自らの創造性や主体性の向上を図ります。その役割は重要かつ多様な機会を与えるものであり、子育て支援に有効な手段といえます。平成27

年6月議会定例会の一般質問の折にもお答えいたしましたとおり、有効的に利用されている場所から今後重点的に整備を検討してまいりたいと考えます。

4点目の学校給食の無料化、出産祝い金の創設、18歳までの医療費の無料化など、負担軽減の実現についてでございますけれども、まず、18歳までの医療費の無料化につきましては、先の9月議会で田中議員の一般質問でお答えしましたとおり、高校3年生までの医療費助成について検討し、平成28年8月診療分から実施する方向で現在準備を進めております。

その他の学校給食の無料化や出産祝い金の創設については考えておりませんが、先程総合戦略における子育て支援の各種取り組みでも申し上げましたとおり、子育て支援については総合的に取り組んでおりますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） もうちょっと答弁短いかなと思ったね。ご丁寧な説明、ありがとうございます。

○議長（市原重光君） ちょっと私のほうから申し上げます。1回目の質問、内容がかなり濃いので、答弁もちょっと長かったと思うんですね。だから、ひとつ簡潔にお願いいたします。

○10番（市原時夫君） 一つは、この事業の有効性との問題なんだけれども、結局さっき言いましたけれども、スマートウェルネスの販売施設とか加工とか、温浴施設とか健康支援施設とかは独立採算というふうに言っているが、これは間違いないかどうかということと、それから変動リスクが生じた場合の一定の公共負担ということで、その企業側に安全ネットを引いているわけで、住民側には引いていないわけですが、ということでいきますと、つまり町長は、町にとって有利だと言うんだけれども、本当に町にとって有利なら、PFIよりも民間を誘致して、民間でやってくださいと。だって、主要なところはこれでやるというんだから、民間はそこでの採算性については、提案だからわからないけどもね。持っているんだしたら、別に民間にやってもらっていいじゃないですか。そのほうが町としてはリスクはないと。来てもらえるわけだから、民間の。もう基盤整備やっちゃったということなら、その分は別としたとしても、やってもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思うのが一つ。

それからもう一つは、町民ほとんど知らないんですよ、これ、数字的なこと。だって私らは11月だから、知ったのはね。町のほうは住民との協働・参画によるまちづくりということを非常に重視しているんですが、この事業に対しては、住民の合意はあるとは考えられない。

で、どんどん進めるということでもいいのかと。やっぱり一定期間、住民参加による検討をやったらどうかと。その中でもっといい意見も出るかもしれない。いい悪いの判断だけじゃなくて、そういう機会を設ける、半年なり、1年なり、というふうにやったらどうかと思うわけではありますが、その点についてお聞きをしたい。

それから、利用人口が15万を25万にするということで、私も色々見てみたわけですが、県内の道の駅全体の参加率をもとに目標入り込み数を想定したとしています。温浴施設は県内で事例がないからうんぬんで、参加率をレストラン等と同様にしたというので根拠にやっただと。つまり目標があるけれども、その根拠というのは私どう見てもこれでよくわからないんですよ。15万が25万になるという根拠。私は利用が、要するに格段に増えるわけでしょう、という状況は、道の駅の近くの道路の通過人数や通過台数が、物すごく増えるということですよ、一つは。

もう一つは、他の商業施設なり道の駅に対して、明確な差別化された魅力のある施設かどうか。企業が木更津かどこかのほうでやっていますよね。東京からも来るという位の。そういうような二つだと思えるんですけども、この点の、どうして25万人が25年間以上にわたり来るというふうに確定出来るのかというのを、これが私どう読んでもそこがわからないわけですよ。それがわかってはつきりすれば、つまりこの部分については解決をするわけですけども、その2点、ちょっとお聞きをしたいわけですよ。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 2回目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、町がやらないで民間でやってもらったらいいじゃないかということでございます。私もそのとおりだと思いますが、実は民間ではそこまでは出来ないということで、では行政で、民間が出来ないことを行政でどうしようかということでございます。そういった中で、行政のリスクをいかに減らして民間の力をかりながら、あるいは資金力、あるいはノウハウを活用出来るかということでこのPFIを利用するというところでございます。

それからBOOは間違いないかということでございますが、一応こういう内容で公募をするということで、最終的には28年度に民間で提案した内容が最終内容になりますので、それが町が要望したものに合致しているかどうかという判断を最終的にさせてもらいながら決定していきたいというふうに考えております。

それから、15万から25万ということで、これは見込んでおるわけですが、昨日も勝本さんという方を招へいして、直売所の魅力、スーパーにはない魅力、これをどのように

出していくか、またどういう商品を並べることによってスーパーとは差別化出来るか、これによってより入り込み客数を増やそうという仕掛けを始めております。これによりまして出荷する皆さんの意識を変え、あるいは生産体制を変えながら、今現在15万を25万に増やしていこうという取り組みを既に始めているところでございます。

そのようなことで、出来ないのではなくて、するために何をしていくかということは今必死になってやっているわけでございます。そのようなことでよろしくお願いをしたいなというふうに考えます。

あともう一つ、住民の意見を聞くべきではないかということでございますが、本スマートウェルネスタウン事業につきましては、今年4月あるいは5月に実施いたしました地区懇談会において、私のほうから計画の概要を住民の皆様にご説明させていただいております。出席された皆さんの意見等も拝聴した中で、また国や県、あるいは有識者の意見等も聞いた上で、事業実施が妥当であると判断させていただいたところでございます。

なお、今後、実施までに住民全員へ説明し、意見を聞いてということにつきましては、PFIという事業の性格上、その全ての意見を反映させることは難しく、また行政の考えるような施設の整備や運営を押しつける形は民間がそのノウハウを発揮することが出来ず、よりよい施設整備・運営にはつながらないということから、さらには行政に固定された事業内容ではPFI事業として成り立たなくなるというようなことを、受けてくれる事業者がないといったこともあり得ますので、今回策定した実施計画をもとにアドバイザーの支援を受けながら、特定事業の選定や要求水準書の作成を行っていくものでございますのでご理解を賜りたいと思います。

また、本年の4月、5月にも、当初予算が決定された以降については、また住民の意見交換等実施しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君）　どうぞ。

○10番（市原時夫君）　それで、何か町長、今までは公的な形では出来ないから民間のノウハウを生かすと言ったけれども、今の話だと民間で出来ないから公的と、何か逆転しているようで。まあいいとして、それで問題は、さっき言った25万にするということについて、意欲はわかりますよ。でも、こういう大事業なんだから、確実に25万に出来るんだというような、その特質あるうんぬんということについては、それはやっぱり示さない。そういうのは冒険じゃないですか。計画じゃなくて。冒険というんじゃないですか。という気がするわ

けですよ。

しかも、この一定の公共負担することもあり得るって、ちゃんとセーフネットを企業側に引いているわけですけども、企業にやっぱり思い切って、リスクもやってもらうということのほうが大事じゃないかなと。ここはちょっと今いち、何かだんだん不安になって来ちゃったんでございますが。

○議長（市原重光君） 1点だけ、じゃ、お願いします。

町長。

○町長（市原 武君） 先程も申し上げましたように、民間が全て出来るのであれば、行政は手を出さなくていいわけですね。民間が出来ないからこそ、行政が手を出しながら、しかしながら、行政の負担をいかに軽くしながら民間活力を使っていくかというのがPFI事業だというふうに認識しております。そのようなことで、PFI事業によって道の駅の再活性化を進めてまいりたいということでございます。

そのようなことで、目標を大きく掲げながらそれに向かって努力しているというところでございます。またこれについては十分住民に説明していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） これで市原時夫議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 幸 治 孝 明 君

○議長（市原重光君） 次に、6番、幸治孝明議員の一般質問を行います。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 通告に従い、質問を行います。

まず、睦沢町の呼称、呼び名について考えを伺います。大方の睦沢町の方は、睦沢町は「むつさわ町」だと意識せずに使っていると思います。私もそう思っておりました。土睦と瑞沢が合併したのだから「むつさわ町」だろうと思っていましたが、「むつざわ」であるということをおあるとき知ることになります。

私はこの2年、一宮聖苑組合議会議員として、あるいは長南ガスの会合、かずさ有機センターの会合に出席し、改めて他町村の方は皆間違いなく「むつさわ町」と言っていることが気になりました。睦沢町の呼び名は「むつざわ町」と決まっているから「むつざわ町」だということになると思います。このままでいいのでしょうか。

もう一つ、中学校校歌から見ていきたいと思っております。この問題は、平成25年の3月議会で

田中議員が質問しています。そのときに高梨前教育長が、中学校の校歌の歌詞の「むつさわの空はさわやか」に触れています。その答弁の中で、生徒に、町は睦沢町であるが、校歌の歌詞は「むつさわ」であると、こういうふうに答弁されています。しかし、これであれば、睦沢中学校の校歌は、本当は睦沢中学校の校歌ではなく、むつさわ中学校の校歌です。睦沢町の中学生は入学式、卒業式に「むつさわの空はさわやか」と歌って、本当は睦沢町なんだ、そういうふうに教わると。何とも言いようがないというふうに思います。

それからもう一つ、表記の問題ですが、平仮名で「むつざわ町」とする方法があると思います。今は公民館バスがMUTSUZAWAMACHIとローマ字書きになっているほかは漢字ですので、睦沢町と書いても「むつさわ」と読まれてしまっていて、「むつざわ」の意識が上がらないと、こういうことだと思います。

30周年記念は終わりましたが、例えば何らかの記念の日から町の表記を平仮名にし、「むつざわ町」とする方法もあると思いますが、どうでしょうか。隣の一宮町も「いちみや」と言うし、日本も「にほん」であったり、「にっぽん」であったりしますので、神経質になる必要はないという意見もあると思いますが、どう考えていったらいいのか考えを伺います。

次に、河川やため池、堰等、あるいは水路の水質向上に向けての考えを伺います。

農業振興策の中でむつざわ米の推進が叫ばれ、かずさ有機センターのたい肥の活用であったり、さらには営農組合設立にも力が注がれています。一方で、いずれの日にか睦沢町の田んぼの水はどこの水を使っているのかと聞かれることになると思います。そのときに備え、もう少し河川等の水質の数値がよくなっていないといけないと思います。

新聞記事程度の知識しかありませんので、間違っているかもしれませんが、海水浴場の許可基準で大腸菌の数は100位だと思います。環境基準では、河川の大腸菌の数は5,000以下とされています。町が行っています河川やため池などの水質検査では、鳴戸川堰の下が16万、それが流れていく榎団地が3万3,000、古宿橋は4万、一ツ川橋のところは1万1,000となっています。これまでも合併浄化槽への切り替えが進められて来ましたが、まだまだ昔の単独浄化槽が多く残っています。その結果、台所や風呂の水が皆垂れ流しで、加えて糞便が浄化されず、あるいは場所によっては家畜の排せつ物も排出され、下流域の水質が悪くなっているのだと思います。鳴戸川堰下流の汚れは間違いなく一宮から流れ込んできていると思われるすし、これは議会でも過去に取り上げた事項ですが、まだまだ道半ばです。

排水、汚水が流れ込む川、あるいは堰の流域などに、原因になっているそれぞれの地域への働きかけが必要だと思います。具体的に科学的根拠である水質調査結果をもって、合併浄

化槽の設置への働きかけを行っていったらいいのではと思いますが、いかがでしょうか。大腸菌の数、BODの値を示し、言葉が少しきついです。河川を汚しているという罪悪感、良心に訴えたらどうでしょうか、お考えをお聞きします。

次に、小学校の統合の問題ですが、町長はこれまで任期中は結論を出さない趣旨の発言をされて来ました。ここへ来て少し事態が進んでいるという話が聞こえて来ます。また、先程の行政報告でも、かなり具体的に進んでいるというふうにお伺いしました。大変喜ばしいことだと思います。子供たちは環境を選ぶことが出来ませんから、大人は出来るだけのことをして環境を整えるべきだと思いますので、小学校の統合の方向性について考えをお聞かせいただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 幸治孝明議員の質問にお答えいたします。

初めに、睦沢町の呼称について、1点目の「むつさわ町」が一般的となっているが、今後の方針はについてでございますが、本町の呼称に関しましてはこれまで広報やホームページ、町用封筒、メールアドレスなどの情報発信の際に、「むつざわ」の呼称を町内外に広く周知を行ってまいったところでございます。その結果、「むつざわ」の呼称が定着しつつあると感じておりますが、議員おっしゃるように、まだ「むつさわ」と捉えている方も一部いらっしゃいますので、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

2点目の睦沢の表記を平仮名に変更することに関しましては、地名における漢字の意義もありますし、行政的負担、また住民生活にも混乱が生じるおそれがありますので、現時点では改名する時期ではないと考えます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

次に、河川、ため池等の水質に関してでございますが、1点目の現状認識と対応策についてでございますが、まず公共水域の水質監視として、河川、ため池、水路、底質の四つの水域で、調査回数や調査項目は異なりますが、生活環境項目と人の健康の保護に関する環境基準27項目ほかの調査を実施しております。平成22年度から平成26年度まで5年間の調査結果から回答させていただきます。

まず、現状認識と対応策についてでございますが、調査結果全般で見ますと、河川、ため池、水路でBODと大腸菌群数が基準値を超える結果が見られます。

最初にBODですが、環境基準は1リットル当たり3ミリグラムで、河川では基準値以下ですが、長楽寺堰、女ヶ堰、夫婦堰の三つのため池は、平成26年度の平均値が6.9ミリグラ

ム、平成22年度から5か年の平均値も夏の水温が高い時期が7.66ミリグラムで基準値を超えており、この時期は水の流れが少ないことが原因ではないかと考えます。

次に大腸菌群数ですが、環境基準は100ミリリットルで5,000MPMで調査地点全般で基準値を超える結果が多く見られます。大腸菌群数について10年前の平成17年度のデータと比較いたしますと、河川等については減少の傾向にありますが、水量の少ない水路については増加の傾向が見られます。水量が少なく常に水が滞留している箇所では、土壌細菌等の自然由来の大腸菌群が増殖しやすく、大腸菌群数を引き上げる要因であると考えられます。

2点目の対応策として、水質調査データの活用についてでございますが、BODと大腸菌群数以外の調査項目で基準値を超える場合がありますが、化学物質による汚染は確認をされておられません。水質汚濁は生活雑排水、道路排水、農繁期での水田における揚水や排水、自然由来によるもの、河川の幅や水量、降雨量、気温など様々な要因がかかわっており、町としても水中生物の大量死や悪臭の発生があってはならないので、今後とも水質監視を継続し、調査結果にも十分に注意を払っていかねばならないと考えております。

また、生活雑排水の処理として、町では特定地域生活環境処理事業を実施しており、新規での合併浄化槽設置や単独浄化槽やくみ取り便槽からの転換を今後も推進し、また、農業集落排水処理施設や各団地の集合処理施設から排出される放流水も、施設の維持管理を継続的にを行い、公共水域の水質保全に努める所存でございます。

続きまして、小学校統合の方向性について、出来るだけ早い時期に結論を示すべきではございませんが、小学校の再編につきましては議会冒頭の挨拶の中でもお話しさせていただきましたが、町教育委員会の策定した小学校の適正規模・適正配置の基本方針について協議の上、承認をしたところでございます。この方針に基づき、今後は保護者を始め地域住民等に丁寧な説明を進める中で、教育課程や生徒指導の方針、施設の整備・改修、施設の利用計画等を進めてまいります。

また、現在も取り組んでおりますが、幼・小・中学校の連携のあり方を含めた子供たちの教育環境の充実を、先般定めた町教育大綱の理念に基づき着実に実行出来るよう施策を進めてまいります。よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） いいですか。終わりですね。2回目でございますか。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） お答えいただきましたとおりだと思います。ただ、具体策をなるべく

考えて進まないといかんということで、町のほうはそういう表記でこれからも町の名前はアピールしていくと。そういうことで広まっているというお考えであるようではございますけれども、もっともっとやっていかないといかんと思います。

それから、河川のほうの汚れですけれども、今までの答弁でも合併浄化槽広めていくことでもありますけれども、お金の絡む問題でありますから、なかなか腰が上がらない人もいます。そこで私が申し上げました、皆さんの意識の中に、という具体策を申し上げたんですが、具体策をもう少し色々研究されていかないと、という思いを持ったので、もうちょっとご答弁いただけるのであればお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ合併浄化槽の推進につきましては、議員おっしゃるとおり個々の財産を高めるということで、大変お金のかかることでございます。そういうことで、大変なかなか厳しい点もあるのかなというふうに思いますが、出来ればこういう合併浄化槽を施工する業者さんと町とが連携を組みまして、より合併浄化槽に向かって推進が進むように、また業者とも連携をとりながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくご支援お願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

これで6番、幸治孝明議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） それでは通告順に従い質問させていただきます。

睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の第3条の3項にて、指定管理者としてふさわしくない団体として次の各号に該当する団体は、前2項に規定する申請をすることが出来ないとあり、その中で町長、副町長、町議会の議員、教育委員会、選挙管理委員会もしくは公平委員会の委員、監査委員もしくは農業委員会もしくは固定資産評価審査委員会の委員またはこれらの親族（配偶者、父母及び子に限る）が代表等である法人、その他の団体であるという項があります。

私が議員となったとき、父が代表を務める有限会社つどいの郷むつぎわは道の駅の指定管理者となっており、折しも父は以前より代表から退き、自分のために残りの人生を使いたい

と申しておりました。また、我々家族も大病をしたこともあり、人のために自分をすり減らすような仕事はもうして欲しくないと願っておりました。それをよしとしない、ありがたくも迷惑な方々が多くいたおかげで辞任出来なかったのですが、そういった事情があり、またそれを知っていたにもかかわらず、またふさわしくない団体は申請出来ないという項目が条例にあるにもかかわらず、何のアクションも起こさなかったのはなぜでしょうか。

私も不勉強だったため、最近までこのことは知りませんでした。条例は申請出来ないとしてあるから、申請後に家族が議員になった場合は、町側は何も問題がないと言われるかもしれません。ですが、そうであるならば条例に申請出来ないものの一つとして、暴力団員があります。申請した後で子が暴力団員になるのは何ら問題がないのか疑問です。申請出来ないのであれば、申請後になった場合、とても大丈夫だとは思えません。

この件について問題がないと言われるならば、それこそ何でもありの町政になってしまうのではないのでしょうか。そういったことも鑑み、また社会通念上からも問題とすべきだったのではないのでしょうか。この件についての町の考えを伺いたいと思います。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の質問にお答えいたします。

法令遵守についてでございますが、まず、道の駅つどいの郷むつぎわの指定管理の指定についての経過からご説明を申し上げます。

前回、平成23年3月31日で指定期間が終了することに伴い、それまでの指定先である有限会社つどいの郷むつぎわ、代表取締役、田邊 守に通知したところ、平成22年9月28日に同人から指定の申請が提出され、町としても慎重な審査の結果、議会に対し平成22年12月17日の睦沢町議会第4回定例会において可決承認されました。これにより平成23年4月1日から平成28年3月31日までを期限とし、有限会社つどいの郷むつぎわ、代表取締役、田邊 守を睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条により町が指定したものです。

議員ご質問の件ですが、指定申請とそれに係る審査及び指定については、条例上の問題はなかったと理解しております。町条例第3条第3項第9号は、申請時の要件としての定めであることなどから、指定後に状況が変わった場合の明記がなく、失格要件に当たらないと判断したものであります。

今回、平成28年4月1日からの指定管理更新に当たり、代表取締役である田邊 守氏にそ

の旨をお伝えしたところ、「代表取締役を退く。時期は円滑な事務運営上から本年12月末にしたい」というお話があり、本年9月28日に開催されました有限会社つどいの郷むつぎわの臨時株主総会において、来年1月からの新体制が決定したという状況でありますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 問題がないとのご答弁ですが、再度伺いますが、途中で暴力団関係者になるというのはいいということにもなると思うんですけども、どうお考えなのでしょうか。近隣の町村で、子供が暴力団員と結婚して町の3役を追われたという事実がありますが、この町はその点は緩いということでしょうか。

今回のような問題になる前に、条文を誤解のないように修正すべきだと思いますが、どうでしょうか。また、父は失われた4年間を返せと申しております。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） この条例の中には、確か暴力団の規定のところは、その中には入っていないというふうに理解しております。

以上です。

少々お待ちください。

○議長（市原重光君） 田邊議員、しばらくお待ちください。

それでは町長、お願いいたします。

○町長（市原 武君） すみません、答弁、多少変更になるかと思いますが、申し訳ございません。

これは指定の申請、第3条の3項に、暴力団員等による不当な行為に関する法律に規定する団体あるいはその他の指定管理者としてふさわしくない団体ということで暴力団が入っていて、その中の第9号に町長、副町長うんぬんということがございます。ということで、指定するときに町長、副町長、町の議会議員うんぬんということで、ただし書きがあつて、町長、副町長、教育委員会、選挙管理委員会及び公平委員会の委員が、要は三セクの場合にはこの限りではないというのが9号でございますが、これは指定するときにそうでない場合ということで入っております。

その中で、議員おっしゃるように、じゃ、暴力団の場合にはどうなんだということでございますが、暴力団の場合にはその確認が出来た時点で、議員おっしゃるようにここから排除してもらおうというふうに考えますが、先程申し上げましたように、9号につきましては申請

のときにそうであるならばということで、その間については特にそれ以上の指定はございませんので、そのようにさせてもらったところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） ですから、このようなごたごたになる前に、条文を誤解のないように修正すべきではないんですかと私は聞いているんですけども。

また、同じ項に、この3項の中に同列に入っているんですから、別にそれが申請した段階でって、特にそれは書いていないと思うんですけども。いや、そうですね、申請した段階でというのは、全部がそうなんですけれども。暴力団だけ駄目で、他は申請したとき以外は大丈夫ですよというのはおかしいんじゃないですか。

○議長（市原重光君） ちょっとお待ちください。

市原町長。

○町長（市原 武君） 先程の関係をもう一度整理したいと思いますが、議員等が代表を務める団体を指定管理者に指定することについては、地方自治法第92条の2の兼業禁止の規定には抵触はしていない。2として、睦沢町の条例第3条3項第9号については申請時の要件であること、これらを勘案いたしまして、議員の親族が指定管理者の代表を続けることは違法ではないが、適当ではないという千葉県からの見解をいただいております。そのようなことから、次の指定に際して再考を願うということで、ここにもありますように、違法ではないということで、適当ではないということの中で、次の指定に際して代表にその旨を申し入れたというところでありますので、ご了解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） いいですか。

それでは、以上で田邊明佳議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

(午前 11時54分)

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◇ 荻野新衛君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

11番、萩野新衛議員。

○11番（萩野新衛君） それでは、通告順に一般質問をいたします。それこそ数が多いので、ざっくりと言いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、第1といたしまして公有地の有効活用ですが、本年の2月、全員協議会において佐貫の公有地活用について2件の提案があったと町長から報告があったわけですが、評価点というのかな、基準に達せず不採択との報告でございました。この提案内容はどのようなものであったのか、またこの土地の活用、今後どう対応していくのかを伺います。

2点目として、パークサイドタウンの分譲についてですが、今の分譲状況について伺いたいと思います。

3点目といたしまして、町制施行30周年記念として発行された広報むつざわと議会だよりの縮刷版がごみ置き場に置かれてあったと、知り合いが写真を持って来てくれました。これがその写真です。議員の皆様もよく見ていただきたい。執行部も特に見ていただきたい。議長さん、どうですか。これは置かれたというよりも、はっきり言って捨てられたものであると。

それから、この件に関して、今私も色々あっち行ったりこっち行ったりしていると、いろんなことが耳に入って来ます。始末に困って役場に持っていくと、名前を書かれるので集会所に積んであるだとか、まとめて区長さんが役場に返却したとのこととか、その話を聞いて私は涙が出て来ました。貴重な税金がこのような形として町民より突き返されたことに対して、町長はどう思うのか伺いたいと思います。

4点目としてですが、教育委員会の教育委員、偏っているのではないかとということですが、元教職にかかわっていた委員、3名ですけれども、今の今井教育長も含めると5名のうち4名となります。私にすれば、教育行政というものは学校教育だけではないという中で、これはちょっと多いのではないかなと思っているわけがございます。その時期、時期に提案のいろんな事情があったかもしれませんが、提案者として町長はどう思うか、考えを伺いたいと思います。

5点目といたしまして、交通弱者、弱者という言葉は使いたくないんですが、移動に不慣れた人ですね。そういうふうに理解してもらいたいと思いますが、この移動対策として、私はデマンド方式、これはいろんな意味があるわけですが、私は乗り合い自動車という意味で考えています。巡回バスを廃止するに当たり、確か清野議員がこのデマンドのことについて質

間、提案したということが記憶の隅に残っておりますが、巡回バスを廃止するに当たり、確か1年間、副町長をトップとして検討するという形で今の福祉タクシーになったというふう  
に理解しております。

今、高齢者が車を運転することによっての事故がニュースでたびたび流されておるわけ  
ですが、地方では車がないと生活に不便を来す中で、高齢者の移動手段として私はこのデマン  
ド方式を取り入れるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

次の第6として、学校教育の課題ということですが、今井教育長、6月就任されて約半年  
過ぎました。その中で、ぎっちり町と町の教育行政吟味したと思います。また、広報の中に今  
井教育長の所信といえますか、載っていたのも読ませていただきました。今まで教育委員さ  
んは、自分の考えというものが全然出て来ない。その中で教育長が選ばれるということで、  
私は議会提案される人事の人は、議会に来て自分の考えを言ってもらいたいということを常  
に言っていたんですけども、なかなかそれもままなりません。そういう中で、広報を読ん  
だ中で基本的な考えはわかっていますが、町の学校教育の中にもし課題を見つけてあるので  
あれば伺いたいと思います。

次に、7点目として、学校等問題調査検討委員会ですね。これは確か10回やって3回提言  
はされているが、平成27年度の中にも予算化されておりますが、前教育長が逝去され、6月  
に新しく教育長が発令されまして半年近くたつ中で1回も開催されていません。このいきさ  
つはまた関連で出るかもしれませんが、非常に重大なことだということで設置された経緯が  
あるわけですが、なぜ開催されないのか伺いたいと思います。

8点目として、私はふれあいという文字が好きで、深層の中、また脳みその中に残ってお  
りまして、今回ふれあいマラソンと表現をしたわけですが、指摘をされました。正しくは健  
幸むつぎわロードレース大会ということでございますので、訂正をしていただきたいと思います。  
先般11月29日も高橋尚子氏が来て盛況に開催された。私も久々に見に行ったわけですが、  
皆さんに聞かれるのは、一体幾らコストがかかるんだいということでございます。その  
コストと費用対効果ですね。今朝の町長の行政報告の中でも、他県からも大勢の人が来ると  
いうけれども、それはそれでいいんだけど、睦沢として、睦沢町にはどのような効果  
があるのか伺いたいと思います。

最後の9点目ですが、私の喉に骨が刺さっているような、すっきりしない気持ちがずっと  
続いていた質問なんです、3年前、くしくもこの12月3日、全員協議会においてリバーサ  
イドタウンの設置に関して学区の検討会をするという提案がされました。その中で、諮問機

関だという説明の中で、諮問する委員さん4名、教育委員さんが諮問する委員さん4名が答申する側に入っていると。私はこういう性格ですから、おかしいんじゃないですかと随分やり合ったんですけれども、当時の感覚ではそれはおかしくないということでありましたが、どういう経過があったかわからんが、それは消滅し、学校等問題調査検討委員会が発足したわけでございます。

私とすれば、朝ドラじゃないけれども、こういうことはびっくりぽんだというふうに思っているわけです。もしこれが、私の考えが間違っているのかどうなのか、教育委員会は正しいのかどうなのか、その辺のご見解を伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わるわけでございますが、私も32年間、議員として大過なく過ごさせていただきましたことを町民の皆様と執行部の皆様に感謝を申し上げて、1回目の一般質問といたします。本当にありがとうございました。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 荻野新衛議員の質問にお答えをいたします。

1点目の公有地活用に関しまして、2社応募とのことだが、内容と今後の対応についてでございますけれども、本公有地につきましては、佐貫地先の約66ヘクタールを昨年、株式会社大林組よりご寄附をいただいたものでございます。本土地を有効に活用し、地域環境を守るとともに、地域の振興に寄与するため、昨年度民間からの事業提案を募集したものでございます。

募集内容は、民間の活力に満ちた事業計画、土地利用、施設整備及び管理運営を求めるもので、事業者から事業計画や地代等の提案を受け、外部有識者を含めた審査会を開催し、提案2事業者からのプレゼンによる審査を実施いたしました。提案内容は、山間部の谷間となっている箇所、建設残土を受け入れ埋め立てを行うとともに、丘陵地を切り崩し山砂を販売するというもので、埋め立て、切り崩しを行った後にオートキャンプ場等の施設を整備・運営するというものと、もう一方は、多世代の方が花と緑に触れ、心が癒やされる観光ガーデンの整備・運営という内容でありました。

2事業者ともに、事業者の信頼度や実施体制に関する評価、長期運営・管理体制に関する評価、またキャッシュフローの見通しが不十分であったこと、さらには提示された地代が想定以上に低かったことから、審査基準を下回り、優先交渉権の決定を見送らせていただいたところでございます。

また、今後の対応につきましては、総合戦略にも載せておりますが、民間提案による公有

地の有効活用と新たな雇用の創出が図られるように、町民に親しまれる事業、広域観光の拠点となる事業、環境に配慮した事業、人に優しい事業を考慮した上での事業計画、土地利用、施設整備及び管理運営を行っていただける事業者を募集したいと考えております。

なお、公募に当たりましては、他の事例等を参考に検討を加えた中で実施したいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

2点目のパークサイドタウンの分譲状況についてでございますが、本年4月に全12区画の造成が完成し、1次募集として7区画の分譲を行ったところでございます。募集期間は7月15日から8月14日の1か月間で、応募要件に合致する申し込み者の中から優先順位による区画の選択をするという方法で、町内から1世帯、町外から1世帯、合わせて2世帯の申し込みがあり、既に契約を済ませております。

募集期間中、数件の問い合わせがありましたが、実際の申し込みまでには至りませんでした。その理由として、土地の購入は財産の購入となりますので、家族の将来を決める重要な事項であり、短い募集期間の中で決断するまでに至らなかったのではないかと考えられます。1次募集で申し込みが少なかったことから、残りの全10区画について9月1日から追加募集をしております。追加募集については募集期間を設けずに、応募要件に合致したものであれば受け付け順に区画を選んでいただくこととしております。現在まで町外から1件の申し込みがあり、先月末に契約を済ませております。

また、現段階では申し込みには至っておりませんが、当事者または不動産業者やハウスメーカーからの問い合わせも数件来ておりますので、もう少し時間をかけた中で全区画販売を目指したいと考えております。

なお、申し込み者3世帯のうち、2世帯につきましては本年度中に住宅の建築が完成するとも聞いておりますので、住宅建築が始まれば申し込みを検討している方への安心感も増すと思われまますので、販売促進への効果を期待するものでございます。

次に、3点目の税の有効利用についてでございますが、広報、議会だより縮刷版でございますが、ごみ置き場に置かれていたがどう思うかというご質問でございますが、広報及び議会だよりの縮刷版は、住民と行政とのつながりや町の伝統など様々なことを考察することが出来るとともに、今後のまちづくりにおける住民自治への指針となるものとして、町制施行30周年を記念して作成、配布したものでございます。配布に関する住民からの反響は、多くの方に懐かしい、思い出がよみがえるなどのお言葉をいただいておりますので、配布の意義はあったものと考えております。

また、中には字が小さくて見えない、重くて取り扱いが不便、無駄遣いなどのご意見があったことも事実でございます。今後、類似の事業等を実施する場合は、無駄がないよう十分検討した上で実施していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

4点目の教育委員の人選につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されているとおり、任命に当たり、年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮することとされております。また、同法で教育委員会は教育長及び教育委員4名をもって構成されることとなっております。新教育委員会制度では、教育長は常勤の特別職として規定されましたが、委員の構成については教育の専門家だけではなく、一般住民の意向を踏まえた多様な人選が求められるという考え方は変わっておりません。

この4名の委員のうち3名が元教員で、偏っていないかというご質問でございますが、後ほど議員がご質問された学校教育の課題についてでも教育長からお答えいたしますが、時の教育課題の遂行のためには専門性を備えた人材による知恵と情報を摂取し、活発な議論を行う教育委員会であってもよいと考えております。また、私は総合教育会議を主催し、十分意見を述べる立場にあるので、一層の民意の反映がなされるものと考えております。

なお、教育委員の選任につきましては、教育行政の継続性の観点から、異なった時期に任期を迎え、選任には議会の同意をいただくことはご承知のとおりでありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を踏まえ、引き続き議会の承認をいただけるよう、選任に留意してまいりたいと存じます。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

5点目の交通弱者対策についてでございますが、デマンド方式を考えるべきではないかというご質問ですが、町では平成13年度から平成25年度にかけて巡回バスを運行してまいりましたが、利用者数の減少や年間委託料の増加に伴い、路線バスの運賃助成や福祉タクシーの見直しをすることで、交通弱者対策を行うこととし、巡回バスについて廃止した経緯がございます。

デマンド交通につきましては、利用者が電話などで乗車を予約し、乗り場や行き先はエリア内、町内であれば希望が出来るわけですが、本町でデマンド交通を導入した場合に、交通弱者の利用を考えますと、障害者、高齢者の利用のため、ノンステップ低床型のタクシー、これはタクシーといってもワゴン型を使用するわけですが、例えば巡回バスと同程度の10人乗りタイプにノンステップ対応や自動ドア、ボディーカラー塗装、料金箱等の装備を整えると、車両価格が約800万円という試算となります。

さらには、1日当たりの運行委託料は、道路運送法による新運賃制度に準じますと日額約

4万円となり、年間365日の利用を可能にしますと約1,500万円の委託料が必要となります。また、タクシーのように希望時間の乗車が必ずしも可能ではなく、乗り合いとなるためすぐに目的地まで行けないというデメリットもございます。さらには、自治体が導入しているデマンド交通は運行経費の赤字部分を自治体が補填する方式であり、利用料金も無料あるいは300円から500円といった設定が多いようですが、収支は10%に満たないところが多く、赤字部分を自治体が負担することになります。

このような赤字補填型の方式では、将来にわたり継続出来ない事態が危惧されることから、本町では路線バスの運賃助成や福祉タクシーの充実による交通弱者対策としているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

しかしながら、今現在国では規制緩和ということでライドシェアということ、要は今までは白タクは違反でございましたが、規制緩和をすることによってライドシェアという方式を生み出そうというふうに検討しているというふうに伺っております。またこれについては新しい方式でございますので、睦沢町にとって有用かどうか十分検討していき、これが交通弱者のためになるというようなこと、あるいはまた国の規制緩和が実施出来た段階では、十分検討に値するものかなというふうに現在では考えております。

続いて教育委員会関係については教育長からお答えいたしますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 6点目の学校教育の課題についてお答えいたしたいと思います。

学校教育の課題は、今多様化、複雑化している。文部科学省は最近の言葉では困難化という言葉、表現を用いることもございます。本町の課題は、国や県が抱える教育課題と同じくするものと、本町独自の課題の2面があるというふうに捉えております。

まず、子供の数の減少や、広汎、多様な考えに触れ、自分の考えを持ち、子供たちが驚きや疑問、問題意識が自然に生まれて来るような自主的な学びの機会や場が少なくなってしまうという課題が挙げられます。この課題は、学校の適正規模を起因とする本町独自の直近の課題であるように私は捉えております。

また、睦沢の子供の成長を促す一番の力は地域の力であるということ、保護者、地域の皆さんに啓発をし、地域の子供は地域の力で育てるんだという家庭、地域ぐるみの子育て意識の高揚を図ることも大切であるというふうに感じております。また、生徒指導とか、それ

から特別支援教育では、心理面や福祉面などの教育外の専門性が求められていることがありますので、事案も非常に増えている状況であるというふうに認識をしております。また、グローバル化とか社会的な自立を育むための課題、教職員の指導力の向上、資質・能力の向上など、これらは国・県が抱える今日的な課題だなどというふうに考え、本町にも当てはまる重要な課題であると思っております。

これらが学校教育の課題としてあると理解しておりますけれども、教育委員会といたしましては総合教育会議により示された理念、人間力の育成のもとに、学校教育にとどまらず、生涯学習教育、芸術・文化・スポーツの振興、学校教育を推進するための環境整備など、睦沢教育の基本となる五つの基本施策に基づいて、向こう5年間の睦沢町教育振興基本計画を作成し、様々な課題の克服に向けて町当局と共通認識を図り、地域住民の意向を尊重しながら実行してまいりたいというふうに考えております。ご理解を賜りたいと思います。

7点目の学校等問題調査検討委員会につきましては、委員各位のご協力をいただきながら、様々なご意見の中で3次にわたって意見・提言をまとめていただきました。その中で、睦沢中学校の技術家庭科棟の耐震補強工事や、学校給食の親子方式の実施など、議会のご承認をいただき進めてまいりました。

また、小学校の再編につきましては、学校の適正規模・適正配置基準を踏まえて、施設の老朽化とも並行して考えることと財源の確保、再編後の教育課程、生徒指導方針、人材の配置など、十分な調査検討を進める中で、教育委員会としての基本方針を作成したところでございます。

なお、当初予算において委員の費用弁償を計上させていただきましたが、委員会の提言の趣旨に沿って、教育委員会の方針も定められたことからそごはないものと考え、当初の目的を得たとの判断を私どもさせていただいたところでございます。したがって、要綱等の廃止を行い、予算措置につきましては、総合教育会議を始めとする教育大綱の策定や学校の適正規模・適正配置の基本方針の調整等により対応が遅れ、本議会になりましたことにつきましてはご了承賜りたいと存じます。

次に、8点目の健幸むつざわロードレース大会についてのご質問にお答えをしたいと思います。大会運営にかかわるコスト面については、平成26年度の決算での支出は466万124円でございます。その財源は、町からの補助金250万円と参加費115万6,900円、協賛金が100万3,000円などとなっております。本年も11月29日に実施をいたしましたけれども、当日の参加者は870名、県外からは埼玉、茨城、栃木、東京、神奈川から15名が参加をいただきました。

た。県内、町外では茂原市213名を筆頭に、34市町村からの参加がありました。

なお、大会運営にかかわる運営員数は、体育協会、スポーツ推進員、青少年相談員、区長会、PTA等で240名の協力をいただきました。そのうち役場の職員は67名でございます。なお、ロードレースの会場全体の参加者は、応援を含めて1,750名と報告をさせていただきました。

費用対効果との質問でございました。何をもちえて費用対効果の指標とするのかについては、いろんな方法が考えられますけれども、本事業については健幸長寿のまちづくりの一環としての側面と地域の振興としての面があり、日ごろより健康に留意をし、走ることやウォーキングを続ける方々の目標となること、これから始めようとするきっかけを作ること、子供たちが親子で触れ合いの機会になることや親しみやすいスポーツ大会として参加し、記憶にとどめてくれること、また、運動公園や自然豊かな環境の中で町内外の方々を迎え、本町のよさを見出していただくこと、再び本町に訪れていただく契機となるなど、町の施策に合致し、町発展につながるものとして大きな効果を期待出来るものと考えております。

最後の9点目の教育委員会の常識というご質問でございますが、質問の要旨についての内容では、私は常識的に、諮問する側の委員がその諮問委員会に入るというのは常識ではないというふうに考えております。

ただ、当該の会議につきましては、学区の見直しの問題、そして学校等問題調査検討委員会の設置時のことであると認識をしております。当時、教育委員会としては広く様々な意見をなるべく自由に発言をしていただく機会として、諮問・答申という形をとらず会議を進めていき、委員の方々のご意見を直接教育委員も聞きたいということであったと聞いております。その後、教育委員がその委員会に出席するには誤解を招くのではないかと、迷惑を掛けるのではないかとということも考えられるということで、教育委員は事務局等からの報告を受けることとしたものでございます。

教育委員の皆様も、日ごろからの学校での授業とか指導方法のほか、保護者や児童・生徒に直接かわりながら教育行政の推進に向け積極的に行動していただいておりますことから、よろしくご理解いただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 何点かについて再質問させていただきます。

まず、最初のこの公有地については町長言ったとおりで、私は余りいい内容じゃなかった

など。ただ、あの66ヘクタールですか、それから税収の問題、26万位かかっているのかな、マイナスと町に責任が来ると。将来的には、あれはまた広域がまた狙うんじゃないかなという気はするんですけども、これについては睦沢のプラスになるように頑張っていたきたいという、これはお願いします。

次にパークサイドですが、1次では2区画、私もこう見た中で聞くのもちょっと悪かったんですけども、全部ひっくるめてもう一つ契約になったと。今12分の3だから、これは4分の1、25%ということですね。ですから、これは今引き合いもあると言うけれども、これはなかなか、あと全部埋めるというのは普通のやり方では至難のわざではないのかなと。長者台で随分町は痛い目を食っていますし、また値下げだどうのこうので売るというのも私はやっぱり筋が通らないと思うんですよ。だから、その辺やっぱりこれから考えて、本来は募集したらばぱぱと埋まる位の勢いがないければ、どうもプロの話聞くと駄目みたいなんですね。

今、茂原見ると、よく僕は茂原のほう行くんですけども、大芝郵便局の周り、アイダ設計さんと地塀住建さんで一部落作っちゃうね。他でもどんどこんどこ行っちゃう。結局は、茂原は何だかんだと言ってもいろんなものが、文化、カルチャーもそろっているので住みやすいというのかな。

そういう中で睦沢がこういうことをやるには、ただ国交省が4分の1、町が4分の1、こういうやり方で私は分譲してもよくないと思う。そもそも、官が民の仕事に入るという自体が僕は反対なんだけれどね。税金を使って売るというのは私は好きじゃないけれども、もう少し販売の形を、もし町長あれば、隠し球持っていると思うから、もしあれば答弁していただきたい。

それから、広報のこれなんだけれども、よかったとかって言たって、実際あの小さい字、お年寄りには虫眼鏡で見なくちゃいけないし、漬物石にも正直言ってならない。正直言ってね。ですから、これからの税の執行については、議会もこれは責任持たなくちゃいけない。その辺で慎重にやっていただきたい。ちなみに、町が引き取った冊子は何冊位こっちへ来ているのか。集会所にもまだいっぱいたまっていると言うけれども、本当にもったいないなという気がする次第です。どの位町に来たのか。

それから、教育委員の問題。これ私も最初の教育総合会議、傍聴行きました。でもやっぱり学校の先生というのは、いて悪いけれども、やっぱりみんな偏っちゃうのね。その枠の中で何十年も、学校出て先生、先生で持ち上げられて来ちゃっている。すると、どうしても弱い部分がある。そこはやっぱり違った異分子を入れないと、私は刺激にならんだろうという

のでこれなんですよ。

ですからまた、どこかでまた任期が来る人があれば、私はその辺を考えるべきだろうと。確か神崎の教育長さんは農協職員だと思ったね。教育長がね。そういうふうに、やっぱり刺激を与えなければ駄目なんですよ。ゆでガエル、僕はよく言うんだけど、はっきり言って、公務員関係は大体ゆでガエルになっちゃうおそれがある。だからその辺、町長としてまたどう考えるか聞きたいと思います。

次に、交通弱者対策、町長のほうから色々あったけれども、デマンドやると10人でどうだ、ぴったり時間に来ないとかってあるけれども、そこはやっぱり知恵を使うべきだと思うんですよ。

僕もこれ質問するにはそれなりに調べたんですよ。長生でもそれに似たようなのがある。それから一宮町の新にここサービス、これは自分の車、軽ですね、軽に3人乗せる。それと時間通りは、これは電話をかけて予約する、時間通りには来ないけれども、それは少しは我慢してもらわなくちゃ。お年寄りには時間ゆとりがあるんだから。やっぱり家の中いだけじゃなくて外へ出るということが、やっぱり認知予防とかいろんなことがあるんです。ちなみに一宮は確か片道8回無料ということですよ。社福がやっていますね。だから、そういうふうに、いすみもそうだね。いすみ市も旧岬町、大原、夷隅、三つでやっているわけだ。そうすれば睦沢だって、それは私は不可能ではないと思うんですね。

これからの高齢者が免許返納ですか。なかなかしたくないんだ。不便になっちゃうから。事故でもやったらもうこれは取り返しもつかない。行政というのは、少し先回りをする。100年のことを言っちゃいかんけれども、2、3年の先を読んで私はやるべきだと思う。だからそこで、町長、先程の答弁はちゃちゃちゃつとあれしたけれども、周りを見ていけばやっているところもある。それで赤字が出たとしても、喜ばれれば無駄なところで金使うよりも私はよっぽど町民は喜ぶと思う。それで、たとえ税が少し高くなっても、いろんな面だよ、福祉で。私はいいんじゃないかと思う。ですから私の今の再質問について、また町長が、僕の質問に答弁は、いつも町長、駄目駄目といつもやるんだけど、再考する位のあれがあれば、答弁をしていただきたい。

学校教育の課題、これについてはまた後でゆっくりと、たまたもしやれたらやりたいと思います。この学校問題の検討委員会ね、重大問題があるという形で、学区検討委員会を廃止して作った。中身は何だと。今教育長言ったし、家庭科の問題、給食の問題、小学校の問題ね。他にまだまだある。前の教育長のときにも僕は全部言った。本来、これは教育委員会が把握

しなくちゃいかん。これ学校問題等をやらなくても、教育委員会は全部熟知しているわけなんですよ。無駄な時間とコストをかけて私はやるべきではないと。隅から隅までわかっているわけなんだから。そういうことで、これは廃止になったということはいいと思いますよ。これは答弁いいと。

ふれあいマラソン、これについてもいろんな効果がある。今教育長言ったように、費用対効果はどこを基準にするか、これは難しさがあります。でも、睦沢というところは、芸人を呼んでやるんじゃなくて、やっぱり町民からみんなの力でまちおこし的なことをやるべきだろうと。芸人を呼んでやるっていうんならどこだって出来るんですよ。でも近隣はそういうこと余りやっていないよ。知恵で勝負している。

だから私は、この契約があと何年あるのか、答えていただければと思うんだけど、契約が切れたときはもう少し、ガチャポンで水が出たら、やっぱりこれはもうよその力をかりないで、自分の力で飛行機なら飛んでいくべきだろうと。グライダーだね。最初は引っ張らなくちゃいかん。だけど、飛び上ったら、地上からの上昇気流と風を見ながら飛んでいくと。やっぱり睦沢は私はそういうところが必要だと思うが、その点についてどうなのか。

それから、教育委員会のこの常識について。今、教育長は、諮問するほうがそこに入るべきではない、私はそのとおり、やっとなんともな答えが出て来た。やっとなんともな教育委員会は正常になったというふうに理解しています。実際、こういう言い方は失礼だけれどね。

もう一つは、教育委員さんも勉強だと。あのときもあつたんだよ。教育委員会入って、中に入って勉強したい、傍聴行けばいいじゃないかと。教育委員会は学区の決定権を持っているんだよ。その人がその中に入って行ったら、僕はあのとき随分きついことを言ったけれども、やっとなんともおかしさに教育委員会が気がついたと思う。すりかえたのが学校等問題調査検討会なんですよ。これは答弁はいいけれども、私とすれば喉に引っかかっていたのが、とげがやっとなんとも通って、これから、今夜からいい気持ちで生活出来ます。そういう中で、何点か答弁をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは再度の質問にお答えをしたいと思います。

縮刷版の関係でございますが、広報については町に返却が76部というふうに伺っております。議会報につきましては担当局長のほうから答弁が後でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

先程も申し上げました、また前の確か一般質問か何かであったと思いますが、次回このよ

うな、もしやるとすれば、方法を、そのときには私が担っていることはもうないというふう  
に思いますが、十分そこら辺が後世に残るようにしていきたいと思しますので、よろしくお  
願い申し上げます。

それから、教育委員の人選でございますが、先程もお話がありましたように、また任期を  
ずらしてありますので、そのとき、そのときと、また任期が来ますので、その際には十分、  
議員のおっしゃるような貴重な意見というふうに捉えて対応してまいりたいと思しますので、  
またご指導よろしくお願いを申し上げます。

それから、デマンド交通の件でございますが、色々詳細な説明ありがとうございました。  
当方でも、ちょっと色々いすみ市のほうの状況を伺ったところ、いすみ市ではデマンド交通  
を導入しておいて、平日のみの運行と。それから、この運営については商工会で担っている  
というふうに伺っております。市が赤字補填しているのは2,500万円というふうに伺ってお  
ります。

また、路線バス、福祉タクシー、福祉有償運送事業であれば町外への運行が可能でござい  
ますが、デマンド交通の場合にはエリア内のみ、要は町内のみということで、なかなか今現  
在では難しいところがあるのかなということで、先程ちょっと触れさせていただきましたが、  
国ではライドシェアという新しい方式を、要は規制緩和の中で、今現在白タクで規制がされ  
ておりますが、それに近いようなものが規制緩和をすることによって、交通が非常に困難地  
域については非常に得策になるのではないかなということで、現在検討を始めているよう  
でございます。

この辺の動向を見ながら、出来ればこのデマンド交通だと先程言ったように非常に赤字補  
填が大きくなってしまったり、また町内だけということがありますので、新たな規制緩和の  
中で新しい方式が出ることによって、睦沢町に非常に取り組んでいいよという方向性が出れ  
ば、そういうものも検討しながら、議員おっしゃっているデマンド交通も視野に入れながら、  
再度また検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げた  
いと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） すみません、私のほうから健幸むつざわロードレース大会につい  
ての回答をさせていただきたいと思っております。

この大会については、どのような形で今後推移していくのかということだというふうに考

えております。当日、荻野議員も会場に来ていただいたということで、状況見ていただいたと思いますけれども、町といたしましては、この大会を先程申し上げました健康づくりの、健幸長寿のまちづくりの一環、そしてこれからは人を睦沢町に呼ぶ、そういう事業の一環としても進めていきたいということで、間もなく来年度予算等でお話が出て来ますが、来年度につきましても実施をしたいというふうに皆で考えております。

中身、内容につきましては、その審議の中でどのような形になるかわかりませんので、今のところは何とも、誰がどの人をどう頼むとか、そういうことは言えませんが、事業的には来年度も実施をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 石井議会事務局長。

○議会事務局長（石井安邦君） 議会だより縮刷版の残数につきましては、現在170、正確な端数まではわかりませんが、170冊と認識しております。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すみません、パークサイドタウンの今後についてでございますが、実は今、長者住宅団地、中央団地についてはもう売れ残りがゼロでございます。ということで、当初1か月間ということで、非常に期間が短かったのかなということで考えております。そのようなことから、今度は全区画を対象に始めたわけでございますので、先程も申し上げましたように、やはり財産を購入すると。賃貸の場合でしたらそんなに重大決断はいらないと思いますが、やはり財産購入となると大きい決断があるのかなということで、それには時間がかかるのかなということで、もう少し時間を見ていきたいなということで考えております。

いずれにしても、先程言いましたように、中央団地も長者住宅団地も1区画も残りが無いという状況になっておりますので、もう少し推移を見ていきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） もう1点だけお願ひしたいと思ひます。

今、デマンドの件だけでも、それでも質問が出て来ると色々調べたと。いすみ市を調べたと。一宮を見てもらうと、本当あれ社福がやっているんだけど、社会福祉協議会が。軽4で本当に、例えば定年後の人たちがこうやる、無料ということで制約が、旅客業法とか道路交通法とかがそう適用されないと。軽4だから、10人乗りどうのじゃなくて小回りはきく。非常に便利なんですね。

だから、そこへ私は、よその悪いところばかり見るんじゃなくて、その悪いところをどう

したらプラスに転化出来るかという知識じゃない、知恵を使ってもらいたい。私は一宮のあれはいいと思う。今言った、町外に出るには福祉タクシーでいいと思います。それは随分制限がありますよ。誰でも使えるというわけにはいかない。タクシーで1人頼む、5人乗れる。大体クラウンクラスだから。それに1人乗っていくというのは、あと空気運ぶ、私の理論からいうともったいないんですよ。この小さい町内でやるには軽4、もう低いんだから乗りおり自由、これから僕らももう少しでそこへ行くわけなの。だから、そういう先を見て考えていただきたい。国がどうのこうのよりも、一宮では出来ているんですよ、すぐ隣で。そうしていかにコストを下げ、例えば定年後の人たちとか、国民年金では僕は飯食えないよとよく言うんだけど、そういう人たちの仕事になればいい。

もう一つは、すぐ全町やる必要ないのよ。どこかの地区、モデル地区で試してみるのよ。モデル地区で。よそへ行くと特区にして色々やっているけれども、睦沢の場合細長いわけ。だから、そういう発想が欲しいわけよ。頭をもっとやわらかくして、これからの行政運営を、そこの、上のほうばかり力入れるんじゃなくて、みんなこれから年とって来るんだから、そこを踏まえなくちゃいけない。これが私が最後の、今任期中の最後の質問ですからね。もしそれについて答弁があればよし、なければよし。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程も申し上げましたとおり、また新しい方式も規制緩和の中から出て来る可能性があるということで、頭を柔軟にして、新しい発想を取り入れていきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これで11番、萩野新衛議員の一般質問を終わります。

通告されました一般質問は全て終わりました。

以上で一般質問を終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第1号 睦沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 睦沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成25年5月31日付で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号法」といいます、が交付されました。これを受け、平成27年10月から国民一人一人に個人番号が付番され、平成28年1月から利用が開始されることとなります。番号法に基づく社会保障・税番号制度では、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義し、行政機関等の中で情報連携させることとなっています。平成29年7月からは地方自治体間における情報連携が開始されることとなります。

これらに伴い、社会保障、地方税に関する事務や、これに類する事務について、町が個人番号の利用及び特定個人情報を提供するための条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、議案第1号のご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案審議資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは条例の制定の必要性ということで、中段にありますけれども、こちらにつきましては、個人番号を独自で利用する場合、また同一地方公共団体内の他機関、町長部局と教育委員会になりますけれども、そちらのほうの特定個人情報の提供を行う場合には条例で定めなさいといった法律で規定されております。その中で、番号法の第9条第2項におきまして、こちらにつきましては番号の利用する規定となっております。内容としまして福祉、保健、もしくは医療その他の社会保障、地方税、あと防災に関する事務、その他これらに類する事務ということで、番号の利用を条例で制定するように規定がされているところです。

あと、番号法の第19条第9号ですけれども、こちらにつきましては、同じ庁内の中で税部局、福祉部局とありますけれども、その中で特定個人情報を提供するというので、こちらの方も条例で定める規定がされております。これに基づきまして、今回条例のほう制定を

させていただくものでございます。

まず、条例の内容ですけれども、第1条で趣旨ということで、こちらにつきましては、番号法第9条第2項の個人番号の利用及び第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次の第2条におきましては、定義でございますけれども、この中の条例における用語の定義を規定しているところです。こちらについては、番号法の規定に即した定義となっております。

次の第3条ですけれども、こちらにつきましては、町の責務ということで、番号法の中の第5条で地方公共団体の責務ということでこちらが規定されております。それに基づいて町の責務を規定させていただいております。

次の2ページになりますけれども、次の第4条ですけれども、こちらが個人番号の利用範囲ということで、こちらが番号法の第9条の第2項の条例で定めることを指しております。こちらにつきましては町で独自利用ということで、3ページに別表第1、第4条関係ということで、教育委員会関係で睦沢町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定による援助費の申請の認定に関する事務ということで、こちらのほう第4条の1項で規定をしております。

続いて、第4条の第2項ですけれども、こちらにつきましては、町長、町部局と教育委員会部局で情報を連携する規定となっております。

続いて、次の第5条ですけれども、こちらにつきましては、特定個人情報の提供、さっきの第4条が利用の範囲を示しまして、第5条についてはその情報を提供する規定を定めたものです。こちらにつきましては、町長部局と教育委員会関係ということで、3ページの別表第2であります第5条関係ですけれども、先程の事務に対して、情報としまして番号法の別表第1の16となっておりますけれども、その項の下に掲げる特定個人情報です。こちらについては税情報になります。

第6条で委任ですけれども、こちらは、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとということで、審議資料の4ページのほうに条例施行規則の規定を載せてあります。こちらは、条例に従いまして一緒に施行するものでございます。

附則でこの条例の施行日ですけれども、こちらにつきましては、番号法の附則第1条第4号に基づく政令で定める日となっております。こちらについては政令で平成28年1月1日と規定がされているところで、それに伴いましてこの条例も平成28年1月1日から施行するも

のでございます。

以上で説明のほうを終わります。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 一つ目は、19条の第9号、必要な限度でと。この必要な限度というのはどういう意味かと。

それから、その次の教育委員会への情報提供ですけれども、これ別に番号教えなくたって、現状で準要保護程度の規定は出来るわけで、改めてこういうふうに一本化する必要は、利用者にとっては必要ないわけでありますと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 第19条の第9号の関係ですけれども、こちらにつきましては条例で、庁内でも提供する場合は条例で定めなさいということですので、今回定めるものです。

必要な限度とありますけれども、番号法の別表の第2にあります事務、どの事務を適用するという定めがありますので、それは主務省令で定めるということになっております。それに基づいて実施するということになります。

教育委員会部局につきましては、同一機関という扱いじゃないということで、町長部局と教育委員会部局ということになります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） だから、一つは全マイナンバーについては、各部局が全てを持つということではないわけでしょう。要請があったらその担当の必要な、この人とこの人の分についてと出せるというものが限度という意味なんですかということを知っているわけ。みんなが、町だったら町の七千何人のやつを、各部局がそれぞれ持つということなのかということを知ったわけだよ、私は。

それからもう一つは、教育委員会の問題については、このマイナンバーというのは余計な事務なんですよ、はっきり言うと。今だって出来ているんだから。出来ているのに、何でナンバーということで、改めてそれを知る必要があるんですかということなんだよ。

そうじゃなくと、今でも出来る制度を改めて、こうした極めてその個人を特定出来る決

定的なものですよ、これ。他の人間がやって、例えば顔を撮ってやっちゃえば他人になりますこと出来るんだから。そういう重要なものがより幅広く外に流れる危険性を増やすということになる。そういうリスクを負うんじゃないですかということなんですよ。だから、今までであった部分で十分間に合うんだったら、何でわざわざマイナンバーをそうやって共有しなきゃいけないんだということになるんじゃないですかというふうに思うんですね。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） それでは、委員会の関係についてでございますので、お答えさせていただきます。

この番号法にのっとりまして教育委員会としましては、先程も載っていましたが、要保護及び準要保護の事務手続についての申請の用紙のところに、番号をつけるというような変更をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、他のこども園の入園申請とか、そういう様々、そういうものが可能があるかと思いますが、この番号法の地方公共団体の責務、番号法が作られた理念、そういうものにのっとりまして地方公共団体はそういう情報等の取り扱いをしっかりとするとともに、その自主的かつ主体的にその地域の特性に応じて施策を実施しろということでございます。教育委員会としましては、その個人の方色々あると思いますが、書式としてはその番号でさせていただいて、その目的を達成するための処置を講じたいというものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） この番号法の施行でございますが、これは大もとには国の事務でございますが、一般的に議員も当然ご承知だと思いますが、改めて考えてみますと、やはり税の賦課徴収において、より課税漏れを防ぐと。徹底的に賦課あるいは徴収につなげるということ、それからまた国の事務、あるいは地方自治体の事務の効率化を番号制にして、スムーズにさせるということが言われております。

また、誰でも彼でも全部個人番号を扱うのかということではなくて、必要な最小限度のものを扱うという形で事務は執行させていただくということでございます。そのために必要な条例で定めたものしか出来ないの、条例で定めさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） いいですか。

他にありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) それでは、これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第8、議案第2号 睦沢町農業委員会の委員及び睦沢町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第2号 睦沢町農業委員会の委員及び睦沢町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、農業委員会法の一部改正に伴い、農業委員の定数に変更が生じたこと及び新たに設置されます農地利用最適化推進委員の定数について定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

今回の法改正では、農地利用の最適化に重点が置かれました。具体的には、農業委員会では従来の農地法等に係る権限業務に加え、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などを一層推進するということ、また農地利用における現場活動を積極的に行うため、農業委員会とは別に農地利用最適化推進委員を新設することとなりました。

具体的には、農業委員の選出方法は現行の選挙制と議会・団体からの推薦制の併用から、議会の同意を必要とする市町村長の任命制への一本化とすること、原則として委員の過半数を認定農業者とすること、弁護士や司法書士など所掌する事項に対し利害関係を有しない者

を含むこと、女性・青年の積極的な登用、定数は従来の半分程度とするというものであります。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員とも、その選出に当たっては推薦及び公募することとされております。現在のところ、推薦については各区にお願いし、公募については年明け1月の中、下旬からおおむね1か月間を公募期間とする予定であります。

なお、農業委員の選任につきましては、睦沢町農業委員候補者評価委員会を設け、厳正な選出に努めてまいりたいと考えております。農地利用最適化推進委員の選任につきましては、農業委員会が委嘱することとなっていることから、平成28年4月1日以降の農業委員会総会で決定されることとなります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任につきましては、ただいま申し上げた形で行われますが、両委員の定数につきましては法令や政省令を基準とするとともに、各地域の農地面積や地域性を考慮し、農業委員を7人に、新たに設置する農地利用最適化推進委員を6人といたしました。

また、本条例の制定に伴い、睦沢町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例については、附則により廃止いたします。

なお、農地利用最適化推進委員への報酬額につきましては、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例においてご審議いただきたいと存じます。

なお、詳細につきましては農業委員会事務局長に説明をさせます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 平山農業委員会事務局長。

○睦沢町農業委員会事務局長（平山義晴君） それでは命によりまして、議案第2号の細部の説明をさせていただきます。

本条例につきましては、本年8月28日に成立し、9月4日に交付されました農業協同組合法等の一部を改正する法律の中の、農業委員会法の一部を改正する法律として、ただいま町長の提案理由説明にもございましたとおり、農業委員の定数、そして新たに設けることとなりました農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があることから制定するものであります。

まず、農業委員につきましては、現行では公選10人、団体推薦3人の13人から7人となります。理由としては、総会を機動的に開催出来るよう、定数を半分程度とするということが国から示されているということに伴うものであります。

それでは審議資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

本町の区域別農振農用地面積の合計は約692ヘクタールでございます。新法では、農業者の数が1,100以下、本町では現在900人程度と思われれます。または、農地面積が1,300ヘクタール以下で、農地利用最適化推進委員を委嘱する農業委員会の上限は14人とされていますが、資料にございますように町内を大きく四つに分けて考えた場合、そして現在の認定農業者の人数、それらを考えますと7人という人数が適正であるというふうと考えられます。この中には中立な立場の人、国の考えでは先程もございましたけれども、弁護士など学識経験者を想定しているということもございますが、そのような方も含まれております。なお、女性委員については登用に努めることというような形でされております。

次に、農地利用最適化推進委員につきましては今回新たに設けられたもので、法律上では農地面積100ヘクタールに1人の割合で配置出来るという基準があることから、定数を6人としたものです。なお、推進委員を委嘱しないことが出来る基準も国では示しておりますけれども、本町はそれに合致しておりません。

それでは、農業委員及び農地利用最適化推進委員をどのように決定していくかということについて説明をさせていただきます。

まず、両委員とも推薦・公募を経て選任されることとなりますが、大きく違うのは、農業委員は町長が推薦・公募を行いますけれども、推進委員は農業委員会が推薦・公募を行うということ。また、農業委員は選任された者について議会の同意を得て町長が任命することとなりますが、推進委員は農業委員会が委嘱するという点。また、農業委員は地域代表、団体代表という概念はありませんが、推進委員につきましては農業委員会が区域を定め、区域別に推薦・公募を行えるという点でございます。

また、共通な点は、推薦・公募の期間、これはおおむね1か月程度ということが示されておりまして、そして結果については公表するという点になっております。その手段につきましてはインターネット等の適切な方法によるものとされておりまして、農業委員、推進委員これは同時に行うことが出来ることにもなっております。

現在のところ、農業委員の選任に当たりましては、候補者評価委員会、これにつきましては、名称については特に法律での定めはございません。というような組織を作りまして、公平性、透明性を確保したいと考えております。また、その組織につきましては、地域の実情等に精通している方々をお願いをしたいということで考えております。農地利用最適化推進委員の選任につきましては今後農業委員会において協議し、詳細について決定をしてまいり

たいと考えております。

以上のことから、新たな農業委員は4月1日に町長から任命、農地利用最適化推進委員は4月以降、農業委員会が委嘱することになります。今回の法改正は、農業委員会がその主たる使命であります農地利用の最適化、いわゆる担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などを果たすため、業務の重点化を図るとともに、農業委員とは別に農地利用の最適化を推進する専門の委員を設けることで、厳しさを増す農業についての問題、そして課題を解決するため行われたものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 農業委員会の農業委員のうち、利害関係を有しない中立委員を1人以上含まなければならなくなるとご説明にもありましたけれども、農水省も例示的に弁護士さん、司法書士さん、行政書士さんなどを示していますけれども、そこからさらに農地、農業について詳しい人物となると、この町ではかなり人選が難しいとは思うんですけれども、町としてはどういった方を想定しているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

あと、これはちょっと関連になってしまうんですけれども、農業委員会の許可要件の一つに、下限の面積が定められていますけれども、別段の面積の設定を働きかけてはどうかなど。高齢化の中どんどんやめていきますし、新しい道の駅での品物不足も懸念されていて、今やっている農業も活性化することも必要なんですけれども、新たに農業を始めたい人や農地つきで移住したい人とか、そういう都会からの移住を希望して自給自足したいといったような方々に、間口を広げて農業者を増やすことも必要なんじゃないかなと思うんですね。

集落営農を進めていますけれども、小規模農家さんでも潜在的な集落営農の担い手さんになるような方を増やすような方策も考えてはどうかと思うので、ちょっとお聞かせください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、私のほうから国が想定しています中立な立場の人、例えば国では弁護士、あるいは司法書士等を掲げておりますが、どういう方を想定しているのかということでございますが、例えばでございますが町の顧問弁護士、あるいは町の状況について

色々活動されている司法書士、そういった中から選任を出来ればいいのかと今のところは考えております。

あと、別段の面積等については事務局長のほうから答弁させていただきます。

○議長（市原重光君） 平山農業委員会事務局長。

○睦沢町農業委員会事務局長（平山義晴君） ただいま田邊議員のほうからご質問のありました、下限面積の件でございますけれども、それについては今回特段このような形で、例えば下限の面積を幾つにするとか、そういうところまではまだ検討がされておられませんけれども、議員おっしゃるように、この町にとってその下限の面積、もし引き下げるような状況が好ましいのであれば、その点については今後また農業委員会のほうで十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。ちょっと初歩的なことを聞きたいんですけども、今農業委員と推進委員のちょっと説明はあったんですが、農業委員と推進委員の仕事の決定的な違いは何なんですか。

○議長（市原重光君） 平山農業委員会事務局長。

○睦沢町農業委員会事務局長（平山義晴君） 農業委員は、現在もそうですけれども、転用等に係る許可、そういうものが大きな仕事でございます。それに加えまして今回、従来担い手への農地集積・集約化、そして耕作放棄地の発生防止・解消、そういうものは現行では任意業務となっております。しかしながら、今回法改正になりまして、任意業務から必須業務に位置付けられたというような形になっております。

そして、農地利用最適化推進委員でございますが、それについては地域に深く入っていただいて、その農地の人・農地プランや地域の農業者との話し合いとか、文字通りその農地利用が最適に活用されるような方法を農業委員と連携してとっていくというような形になります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 推進委員というのは任命形態からいっても農業委員の補助的なものというような感じ、それから地域の特性を生かすという感じはするんですけども、先程も私一般質問で言いましたけれども、今この町で問題なのは、道の駅の移転拡張も含めて、地元の農産物農家の質とか量とか、新たな生産の発展とか、そういうものを含めたところの意

味の農業委員会の役割というのが、それはすごく必要になって来るんじゃないかなと思うわけですよ。これ前向きに言っているんですよ、私。そういう点で、農業委員の定数を減らして推進委員でという視点が、果たしてそれでいいのかなと。

推進委員だと、そういうところも出来るんですか。そういう関連が出来るなら何とか補填出来るのかもしれませんが、一番そこが、今まではどうか分かりませんよ。でも、これからこれを本格的にやろうとするならば、この農業委員の役割というのは、今までと違って新たな質的な役割というのが出て来るんじゃないかなという点で、減らしてしまうのはどうかというふうに思うんですが。

○議長（市原重光君） 平山局長。

○睦沢町農業委員会事務局長（平山義晴君） 本町では、先程申し上げましたが、現在の農業委員は13名おります。そして、今回新たに条例を改正した後、農業委員は7名に減りますけれども、農地利用最適化推進委員は6名ということで13人ということで、農地の最適化、または農地の適正化、そういうものにかかわる方々の人数は実際のところは変わらないというような現状になるわけでございますけれども、農地利用最適化推進委員については、先程ちょっと言葉が足りませんでした、主に現場活動、地域に入っていただいて、そういう現場活動を主にやっていただくと。そして、農業委員については本来のその目的、そういうものにご尽力いただきたいというような形の改正の趣旨でございます。

○議長（市原重光君） 他に。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町農業委員会の委員及び睦沢町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第7号 睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

議案第7号。順序がちょっと議案の番号と違いますけれども、その辺は運営しやすいというところでそのようにいたしてありますから、ご理解をください。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案7号 睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

指定管理者制度は、平成15年6月13日公布、同年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により創設された制度で、地方公共団体が設置する公の施設の管理について、民間事業者を含めた幅広い団体等に委ねることが可能となりました。

これを受け、本町においても睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、平成17年9月22日条例第12号を制定し、睦沢町総合運動公園及び睦沢町総合交流拠点施設について指定管理者を指定し、管理を委託しているところでございます。

また、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律、通称PFI法は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の維持管理及び運営により、効率的かつ効果的に社会資本を整備することを目的として、平成11年7月30日公布、同年9月24日に施行されました。町では、実施予定のスマートウェルネスタウン事業をPFI事業により設計・建設から維持管理・運営まで委託したいと考えております。

PFIと指定管理者制度については、PFI法上の契約と指定管理者制度とは基本的には別個の制度であり、一方の手続が自動的に他方の手続を兼ねるということは出来ませんが、公募等の方法によって指定管理者を選定することは必ずしも必要とされず、条例で規定することでPFI事業者を指定管理者として選定することが出来ることになっております。

条例では、指定管理者候補者選定に当たっては、原則公募により事業者を募集することとなっておりますが、ただし書きにおいて特別な事情がある場合はこの限りではないとしているのみで、明確な規定がありませんでした。本改正では、ただし書きを削り、新しく公募の例外を加えることで、P F I 選定事業者に施設の管理を行わせることが出来ることを明確に規定するとともに、その他の公募の例外についても規定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） これは項目を読むと、特別な理由がある場合ではなくて、今度の施設、P F Iにある施設管理については町長が指定出来ますという意味だと思うんです、これ。どう考えたって。緊急、その他、これはあるかもしれないけれども、1、3、4というのは別に公募だろうが、こういう問題を含めて認定すればいいわけで、だから特別な理由というものではないんじゃないですか。つまり今度の、次のやつは、町長がこれまでの公募とは違って、特別に任命しますというふうな解釈のほうが正しいんじゃないですか。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきますけれども、今まではただし書きにおいて、特別な事情がある場合はこの限りではないということ言っていたんですけれども、そのただし書きを削って第3条のところに公募の例外を加えて、第1号から第5号までを特別の理由として載せたものでございます。その中の第5号で、P F I法によるところのものを加えてあるということございまして、1号から4号についてはその他の理由によって特別な理由ということで挙げてあるものでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） だから、実態的な問題でだよ。今度の事業については公募じゃなくて、指定管理者を町長が任命しますという、そういう確たる思いがあってやったということなんじゃないですかということなの。

だから、公募の問題もありますよ、こっちやるかもしれませんよじゃなくて、明確にそういう考えですだったら、それはそれで別にいいですよ。それはそれで。そういう意味でし

ようということを言っているわけ。だからどっちやるかわかりませんよ、こっちやるかもしれないから出した条例ではなくて、明確にこの町長が、つまり技術を持った人だとか何とかというのについては、一般的に集めるものではなくて、よく話し合っこの人がいいだろうという形で、お金の問題だとか、そういう問題だけではなくて、町長が任命するのが合理的だという判断の上に立っているんじゃないかなということなんじゃないですか。これだと何か非常に曖昧なんだよ。一体どっちやるんだというんだけれども、そうじゃなくて、もうそういう方向なんじゃないですかということを知っている。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） この条例の改正については、今回のスマートウェルネス関係だけではなくて、他の施設についても全部これから来ているものなので、一般的には公募ということで考えています。

今回、スマートウェルネスのほうについては、先程町長の提案理由でもありましたけれども、PFI事業を考えているということで、その第5号を適用させていただきたいということです。それは新しい設置管理条例の中で、ここから来ているということになります。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで2時45分まで暫時休憩といたします。

（午後 2時31分）

○議長（市原重光君） それでは全員おそろいのようなので、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 2時45分）

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第3号 睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案3号 睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

町は、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本年10月に策定いたしました。人口減少を克服し、将来にわたり持続可能な社会を維持していくためには、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境を作り出すことにより、活力あふれた地域づくりが必要となります。仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立することで、町への新たな人の流れを生み出すとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すため、総合戦略では四つの政策分野を推進するとしております。

また、道の駅と定住住宅を一体整備するむつざわスマートウェルネスタウン事業については、政策分野を超えた横断的な視点のもと、連携して取り組むことで、より効率的、効果的な事業展開が図れるとして重点プロジェクトに位置付けております。本条例は、むつざわスマートウェルネスタウン事業の実施に当たり、道の駅の設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当主幹に説明をいたさせます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） それでは命により、睦沢町道の駅の設置及び管理

に関する条例についての説明をさせていただきます。

まず、第1条、趣旨でございますが、本条例は道の駅の設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条、定義では、用語の意義といたしまして、第1号の休憩施設、利用者が無料で利用することの出来る十分な容量を持った駐車場、清潔なトイレのことをいい、第2号の情報発信施設では、道路及び地域に関する情報を提供することが出来る施設のことをいいます。

そして、第3号の地域振興施設でございますが、交流及び地域の産業振興に寄与することの出来る施設をいいまして、第4号の健康支援施設については睦沢町健幸のまちづくり基本条例の前文に掲げる健幸のまち・むつざわの実現に資することの出来る施設のことをいいます。

第5号の防災関連施設につきましては、災害時の広域後方支援及び避難者の受け入れに資することの出来る施設となっております。

第3条、設置では、第1項に道路利用者の利便性の向上、道路及び地域等の情報の発信、町民等の交流並びに地域資源の有効活用を図り、地域の振興に資するとともに、町民の健康拠点並びに災害時の活動拠点となる広域交流拠点として道の駅を設置するとしております。

第2項では、道の駅の名称及び位置として、名称は、むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷、位置は上之郷字坪六前、森字上耕地となります。

第3項には、道の駅に置く施設として、第1号駐車場から第11号事務室までを定めております。

第4条では、道の駅で行う事業について規定しておりまして、第1号の道路利用者等の交通安全及び利便性の向上に関することから、第7号の第3条1項に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に関する事、そして、第8号にはその他町長が必要と認める事業となっております。

続きまして、第5条には、災害時の対応といたしまして、国・県・町が災害対応活動を行う際には、施設の利用について制限することが出来る規定となっております。

第6条、管理の基準では、第1項で施設の休業日、第2項で開業時間を定めております。

第7条から第11条までは、施設の利用に関する規定となっており、第12条で指定管理者による管理を規定しております。第1項には、地方自治法の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせることが出来るとしており、第2項では指定管理者の公募について規定をして

おりますが、ただし書きにおいて陸沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第3条、公募の例外によりまして指定管理者を選定した場合は、当該選定事業者を指定管理者として指定すると規定しております。

第3項では、指定管理の期間を原則10年としております。ただし書きにおいては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、通称PFI法により整備した施設については、事業契約期間を指定管理の期間とする旨の規定となっております。

第5項には、第7条から第10条までの施設の利用に関する規定の中で、町長とあるものを指定管理者と読みかえるものでございます。

また、第7項では、指定管理者に施設の利用料を収受させる規定となっております。

次の第13条では、指定管理者が行う業務の範囲として、第1号に第4条に規定する事業の実施に関する業務、第2号に道の駅の維持管理及び修繕に関する業務、第3号には施設の利用の許可に関する業務、第4号として利用料の収受に関する業務、第5号その他町長が必要と認める業務となっております。

次の第14条では、損害賠償の義務として、施設利用者の損害賠償について規定しております。

そして、第15条では事業報告書の提出を規定しており、第16条には規則への委任を定めております。

そして、附則において、この条例は平成28年4月1日からの施行としております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 第4条の1号の道路利用者の交通安全及び利便性の向上に関するところで、地域振興審議会でも答申のあった、広域農道を挟んだ施設間の歩行者や車の安全に対する対策はどうするのかということをお聞きしたいです。交差点まで行かずにショートカットして渡ってしまう歩行者も絶対出て来ると思いますし、交通量は長生郡市内で多いほうです。そういった利用者が出て来ると危険度が増すと思いますけれども、どうされるんでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 第4条の第1号、道路利用者等の交通安全の利便

性の向上に関することということなんですけれども、こちらについてのここで書いてあることについては、道路を交通している人がそこで休憩することによって事故等を起こさないようにすることが趣旨でございます。基本的には。

ただし、地域振興審議会の中で、施設が両方にまたがるということで、道路を横断する人に危険性が生じるからという話がありました。その辺の対応といたしましては、例えば地下道を掘るとか、横断橋を作るとか、そういったことは制度上あるいは法律上なかなか難しいということもございますので、道路車道側に横断防止柵というものを設置させていただくことで、歩行者の安全を図っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） その防護柵がどういったものか、ちょっとよくわからないので何とも言いようがないんですけれども、横断防護柵ですか。最初、人の流れを循環させるという構想でしたけれども、そこで流れをとめるということではございましょうか。ちょっとおかしいのではないかなと思います。遠回りしてまで施設間行きたいという人も多くはないと思いますし、投資をより効果的にするには人の流れを作ることだと思んですけれども、最初の構想と違って、効果が半減してしまうのではないのでしょうか。流れを作りつつ安全に配慮とかは出来ないのでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 人の流れを作ることではございますが、まず交差点のほうのスタンド側でございますけれども、こちらについては県道と接地しているということで、交差点の横断歩道を利用出来るということになるかと思えます。

それと、逆に森側から上之郷側に移るときには、逆に県道に接地しているほうに動かなくてはいけませんので、やはり交差点を横断してもらうということで、そのような看板等もつけた中で安全性を図ってまいりたいと思います。わざわざ斜めに横断するという危険性を冒さないような措置をとりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 他に。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 6番。これまで新しい道の駅が出来るにつきまして、生産者の立場がどうなるかということで何回かお聞きしたと思います。町はその方針については、新しい経

営者に対して口出しはしないと。しかし、その生産者を保護するというところまでいかないと思うんですけれども、そういう立場を守る趣旨のことを相手に伝えて、契約を進めたいというような感じのお話があったと思うんですけれども、この条項の中で余り見当たらないんですが、ちょっとそこら辺をお聞かせいただければ。

○議長（市原重光君） 鈴木主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 本条例については設置管理条例でございます、契約条項とか何かは別に契約書が出来るものでございます。PFI法によるところの契約書が出来るところでございますので、そちらのほうに規定されることとなりますけれども、まず、生産者の立場を考えて、それを保護するよなということでございますが、当然、生産者がいなければ道の駅直売所については成り立たないということもございますので、そちらについては民間の事業者の中、要求水準書の中にも盛り込んだ中で進めていくという形になるかと思えます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。独立採算部門のことについては、ここにはもちろん入らないわけですが、それはこの休業日と、それから営業時間等との関連でいうと、どういうふうな考えをこちらとしては持っているんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 第6条ですね、休憩施設については一般的にトイレ、駐車場、それと休憩施設があると思うんですけれども、こちらについては独立採算というよりも町が管理委託するという形になります。それと情報発信施設もそうですね。

それと、地域振興施設の中で、この中に直売所、レストラン、加工施設ですか、こちらについては町が建設して独立採算施設ということでBTO方式ということで考えております。

それと、健康支援施設の温浴施設についてもBTO方式ということで、その中の健康支援施設の中でもう一つ、健康支援施設、民間が建設から運営まで行うというのがBOO方式です。これは完全独立採算ということで考えているということでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） だから、いいんだよ。だから、その休業とか時間ということについては町長が定める日とするということだけれども、お任せしているのに、町長がこの時間でやれとか、この時間休めとかって、それはちょっと民間に失礼じゃないの。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） すみませんでした。そういうことですね。町長が定める日ということがありますけれども、こちらについては第12条第4号第1項の規定により町長が道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときはあらかじめ町長の承認を得て、道の駅の休業日または開業時間を変更することが出来るという規定を設けさせていただいております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） だからね、私が言っているのは、そういうところまで町長が介入する必要ないんじゃないかなと思ったの。だって、民間に自由にやってもらって、民間の発想でやるんだから、わざわざ町長にいかがでしょうかとお伺い立てるのはどうなのかなということも思ったわけよ。そういうものなのかな。それとも。

○議長（市原重光君） 鈴木主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） この設置管理条例ですけれども、当初20年間はPFI事業者が運営するという考え方に基づいています。その後も一般的には指定管理者に委託していきたいという考えでございますけれども、もし、指定管理者公募したときに受け手がないという事態が生じたときには、町長が全部決めなくてはいけないということになりますので、指定管理者ありきなんですけれども、もし指定管理者として20年後、あるいは30年後、例えば受けてくれる人がいなくなった場合は、それを管理するところは町長ということで規定させてもらっているものでございます。

あくまでも、指定管理者が管理をすることで進めていきたいとは思っていますけれども、もし何十年後かにそういう事態が生じた場合には、指定管理者がいないときのことも考えての設置管理条例ということでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 最初の第2条のところの（1）の清潔なトイレ等とって、トイレというのは清潔にしなきゃいけないものだよ。わざわざ清潔となると、この清潔の意味はどうか。

例えば、トイレ等をいうとって、後でトイレは清潔にしましょうと言うのはわかるよ。でも、清潔なトイレというと、清潔なトイレという基準があるはずなんだけれども、そういうものなのかな。

○議長（市原重光君） 鈴木主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） こちらについては国交省でも清潔なトイレという言葉を使っておりますので、清潔なトイレという言葉を使わせてもらっているんですけども、町の考え方としては、清掃業者も入って来るということで、1時間してわっと10人、20人使うと汚れると。そういうのが、汚れたところが見えないようにきれいにしておきたいなということで書かせてもらっているものでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） こだわってごめんね。清潔なトイレというのは、例えば2時間に1回は掃除するとかって、そういうようなことがないと非常に主観的なものでしょう。今おっしゃったのは。そういうんじゃないくて、ありますよね。デパートだったらそれこそあれ1時間もかからないうちにやっているのかなと思うけれども、そういう一定のものを指定しない限り、このいわゆる清潔なトイレというものに当たらない。そういうのあるんじゃない、規定きつと。ないの。ま、いいや、なきや。

○議長（市原重光君） 鈴木主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 規定はないと思われましても、皆さんが感じて、汚いと思われぬようなトイレを目指していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第4号 睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案4号 睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、睦沢町人口ビジョンで展望した将来の総人口から5年後の施策効果となる人口数を確保するため、むつざわスマートウェルネスタウン事業において、子育て世帯を中心とした住宅の整備を国の地域優良賃貸住宅制度を活用し実施するに当たり、睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当主幹に説明をいたさせます。よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりご説明をさせていただきます。

睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例といたしまして、初めに第1条の趣旨につきましては、睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるというものでございます。

第2条、定義でございます。第1号には地域優良賃貸住宅は町が建設し、自ら管理する住宅及びその付帯施設のことをいいます。

第2号、共同施設は駐車場及び交流施設のことをいいます。

第3号では所得についての説明をしておるところでございます。また、第4号では子育て世帯、5号では新婚世帯、6号では高齢者世帯、7号では障害者世帯とって地域優良賃貸住宅制度要綱に準じたものとなっておりますのでございます。

次に、第3条の設置でございます。子育て世帯その他の居住の安定に特に配慮が必要な世帯に、居住環境が良好な賃貸住宅を供給し、定住人口の確保を図るため、地域優良賃貸住宅及び共同施設を設置するものとしております。

第2項では、地域優良賃貸住宅等の名称及び位置ということで、別表第1によりまして、名称をむつざわスマートウェルネスタウン住宅、位置は睦沢町森字上耕地となります。

次に、第4条で指定管理者による管理を規定しております。地方自治法とPFI法の関係により、PFI事業者が地域優良賃貸住宅の管理を行わせることが出来る規定となっております。

第5条には、指定管理者が行う業務の範囲を規定しております。第1号の入居者の決定、その他の入居に関する行為の支援に関する業務から、第11号の家賃及び駐車場の使用料の納付の促進に関する業務まで、そして第12号ではその他町長が必要と認める業務となっております。

次の第6条では入居者の公募、第7条には公募の例外ということで、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において、町長が認める者は公募を行うことなく入居させることが出来るとしております。

第8条には入居者の資格として、第1号で子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯のいずれかに該当する者で、規則で定める所得の基準として、こちらは48万7,000円になりますけれども、それ以下の世帯が対象となります。

第2項では、前項の規定に該当していても、市区町村税等を滞納している者及び暴力団員は入居することが出来ないとしております。

第9条では入居の申し込み及び決定、第10条には入居者の選定、第11条には入居補欠者、第12条では入居者の承認及び通知について規定しており、第13条では入居の手続として、第1項第1号で入居決定者と同程度以上の収入を有するもので、町長が適当と認める連帯保証人の連署した賃貸借契約書を提出すること、第2号で敷金を納付すること、第3号で自治会に加入申し込みをすることを規定しておるところでございます。

第14条は、家賃の決定及び変更についてでございますが、第1項で、家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう町長が定めるものとし、第2項では家賃の変更について定めております。

次に、第15条では家賃の納付に関する事、第16条では敷金に関する事を定めております。

次の第17条では、修繕の実施及び費用の負担に関するものとして、軽微な修繕及び構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除いたものについては町が負担するとしておりますが、ただし書きにおいて指定管理者が管理を行う場合には、町長が定める範囲において指定管理者が行うものとしております。

第2項は入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、入居者が修繕を行い、その費用を負担しなければならないことを規定しております。

第18条は入居者の費用負担義務、19条は入居者の保管義務、第20条は迷惑行為の禁止となっており、第21条は長期不在の届け出ということで、入居者は引き続き15日以上不在にするときは届け出をすることになります。

第22条では、転貸等の禁止、第23条では用途変更の禁止、第24条では模様がえ及び増築についての規定で、模様がえまたは増築してはならないとしておりますが、ただし書きにおいて原状回復が容易である場合で町長の承認を得たときはこの限りではないとしており、第2項において、入居者が住宅を明け渡す場合には、入居者の費用で原状回復を行うことが条件となっております。

第25条では同居の承認、26条では世帯員異動の届け出、27条では入居者の氏名変更の届け出、28条では入居の承継、第29条は住宅の検査として、入居者は住宅を明け渡すときは、その10日前までに届け出て、住宅の維持管理の状況についての検査を受けることになります。

次の第30条は住宅の明け渡し請求、第31条から第39条までは駐車場に関する規定となっております。

次の第40条から第45条までは、交流施設、集会施設に関する規定となっており、43条の利用料については規則に定める範囲内において町長または指定管理者が定めるものとしており、第2項において、指定管理者が管理を行う場合は指定管理者の収入として收受させる規定となっております。

そして、第46条においては、事業報告書の提出を求めています。

次の第47条は、茂原警察署長への意見聴取として、入居者等が暴力団員であるか否かについて茂原警察署長の意見を聞くことが出来るとしており、第48条では茂原警察署長は意見を述べる事が出来るとしております。

次に、地域優良賃貸住宅の譲渡に関して、第49条にて規定しております。地域優良賃貸住宅は、原則として管理開始後20年以上経過したものについて譲渡することが出来るとしております。また、管理開始後20年以内の地域優良賃貸住宅の譲渡につきましては、制度要綱の規定によりまして国土交通大臣等の承認を受けた場合に譲渡が出来るものとなっております。

また、第3項、その他譲渡について必要な事項は規則にということでありまして、譲渡の対価等の詳細な事項を規則に委任して、その時代時代に合った譲渡の方法や価格を決定させていただきたいということがございます。

第50条には規則への委任、最後に附則でございますが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この優良賃貸住宅がどうもひっかかるんですけども、一般的に優良住宅となると、その建物が他の住宅よりすぐれているというふうを感じるんですが、これというところではなくて、言うならば、特定の方への優遇賃貸住宅というほうが正確なんじゃない。その事実をあらわしているんじゃないですか。建物のことじゃないでしょう。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） この地域優良賃貸住宅というのは、もともとは特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律というものがございまして、そこから来ている制度でございます。その中で、補助制度をいただけるものについては地域優良賃貸住宅制度というのがあるもので、その制度に合わせた中での条例の制定ということになっております。これは優良な住宅ということで、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に関する、居住環境が良好な賃貸住宅という意味での優良賃貸住宅というものを名前としているということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） そうすると居住環境、建物自体の設計だとか、それからその建物が建っている景観とか、それからその近隣の商業施設とか、そういう一定の基準があつてやるということなんですか。そうじゃないんじゃないですか。こういう人たちを優先的に入っていただけるような仕組みになっているということなんじゃないですか。賃貸の料金も含めた、そういう意味じゃないんですか。

○議長（市原重光君） 担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 今おっしゃったとおりでございまして、先程から言っています高齢者世帯とか子育て世帯、そちらの方が入っていただく住宅でございます。その中でも良好な居住環境を持った施設ということでは言っているということでございます。

例えば施設の規模が何平方メートル以下にしないとか、何平方メートル以上にしないというの当然ありますし、その景観・環境についても配慮して作りなさいというのがあの要綱の中にありますので、それに準じて設置をしていくということでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第5号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第5号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、平成28年度に向けて、役場組織の課・班体制の見直しを行うものであります。現在の組織は市町村合併が中止となったことなどに伴い、平成20年度から小さな組織を目指し大課制を実施してまいりました。今般の組織改革は、役場組織の活性化、また住民にわか

りやすく親しまれる課、そして今後の地方創生等の事業推進を見据えて組織の改革を行おうとするものです。

具体的には、新たにまちづくり課を創設し、主にこれまで総務課にありました政策企画班の業務、地域振興課地域整備班の業務及び生活環境班の下水道関係業務を担います。また、健康福祉課を福祉課と健康保険課に分け、地域振興課を産業振興課に改めました。実施に当たり、広報等を通じて住民の方々に周知を行うとともに、住民サービスの向上に努める所存でございます。

なお、この課名の変更に伴い、睦沢町子ども・子育て会議条例についても一部改正が必要となることから、本附則により改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 問題はね、こういうのは余りころころ変わっても、住民が自分のときどの課へ行ったらわからないかということもあると思うんだけど、こういうふうにすることによって、町民の利便性はどういうふうになるのかなということが一つと、それからこの課についてはどの位の期間見ているのかと。とにかくもうこれですと何十年も大丈夫ですよというような視点で見ているのか、その辺はどうなんでしょうか。わからないんだけど、どういうスタンスで見ているのかということと、こういうふうになったことによって町民に対するサービス度はどう上がるんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程も申し上げましたように、特に今後の地方創生等の事業推進を見据えてというところが一番大きなものになるかなということで、まちづくり課を創設すると。それから、福祉関係では従来二つの班になっておりましたが、二つの課に分けてそれぞれ各課に責任を持ってやっていただくということが重点でございます。

当面この形で行けるのではないかなというふうに思っておりますが、時代の変遷によりまして、またそのときはそのときで十分考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第13、議案第9号 睦沢町地域振興審議会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第9号 睦沢町地域振興審議会条例を廃止する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本審議会については、町の建設計画及び地域開発振興計画の策定並びに推進に関し、必要な調整及び審議のため、町長の諮問機関として昭和44年に条例を制定いたしました。

しかしながら、近年の社会情勢の変化により、基本的な政策に係る必要な付議は議会全員協議会や外部有識者の審議を得て決定していること、また、行政改革に伴う委員会等の統廃合を進める観点から、平成28年3月31日をもって廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。議会でもやりますということなのですが、有識者というのはどういう組織でしたか、ちょっと教えてください。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 計画の策定等々につきましては、国からの指導で計画を作ることが総合的なのは多いんですけども、本日配らせてもらった睦沢町まち・ひと・しごと創生ということで、人口ビジョン総合戦略に当たっては、当然議会のほうの意見をいただいた中でも作っているんですけども、それとは別に、有識者として産官学労官ということで組織しておりますので、そちらのほうで審議をいただいているということでございます。

○議長（市原重光君） 荻野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） 11番。今、私もそれを聞こうと思ったんだけど、今の答弁を聞いて、いろんな人に聞くというけれども、これはまち・ひと・しごとの絡みだけだと思うんですね。ですから、私はやっぱりこれを廃止するのであれば、私もこれは廃止賛成なんです。この前も全協で言ったけれども、やっぱりそれにかわる機関というものをきちっと作るべきだと思うんです。それじゃないと、今言ったまち・ひと・しごと以外にもいろんなことあると思う。

今、町の行政を見ていると、町長は隅から隅まで知っていますから、町長が一人で方針立てていったら、執行部は、課長さんたちは余り言えないんだよ。反対したら飛ばされちゃうし、やめろと言われるかもしれないから。で、議会がチェック出来るのかと、そういう部分もあるわけ。11月の地域振興の議事録読んでみると、これだけ大きな仕事やって、町が約20億という負担をするという中における質疑が大したことないんだよ。

だから、私はそれにかわるきちっとしたシンクタンク的なものをやっぱり作るべきだと思うんだよ。それでなければ、もう町長のあれでばっつと行っちゃってブレーキかけられないと思うんだ。その辺について町長どう思いますか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程も担当主幹のほうから答弁ありましたが、やはりその都度その都度、必要な審議会なり、そういうものを立ち上げながら、住民の意見を取りまとめ、

あるいはまた当然議会には全員協議会というような形でご審議を願っていくということで考えますので、その都度対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 11番。それはそれなんだけれども、私の危惧しているのが、そういうものが長の御用機関になるおそれがあると。だから、そうならないようなチェック体制が必要じゃないかという老婆心の中で質疑をしています。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変ありがとうございます。貴重な意見として真しに受けとめてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 他に。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 睦沢町地域振興審議会条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第14、議案第10号 睦沢町農業集落排水事業建設委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第10号 睦沢町農業集落排水事業建設委員会設置条例を廃止する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

農業集落排水事業建設委員会は、農業集落排水事業建設の円滑な推進を図ることを目的に、農業集落排水事業計画及び特定地域生活排水処理事業計画の調整、その他関係事業の実施に関し、必要な調査や審議を実施してまいりました。

農業集落排水事業については、久保地区と北部地区、二つの処理区が大きな故障もなく稼働し、農業集落排水処理区以外の地域には特定地域生活排水処理事業を平成14年度から年間20基を設置目標として推進し、平成26年度末で257基、年平均19.8基となり、おおむね目標は達成されており、引き続き推進してまいりたいと考えております。

本委員会を廃止する理由といたしましては、本委員会が審議する主たる目的である農業集落排水事業処理区の新たな設置計画や大規模な改修計画は現在予定されておらず、特定地域生活排水処理事業にあっては順調に推進されていることから、委員会の目的は達成されていると考えます。現在の各汚水処理施設の運営は、延命のための修繕と定期的維持管理が中心となっておりますが、今後につきましてはコミュニティプラント事業も含め、汚水処理事業の適正化に努めていかなければならないと考えております。

なお、今後の汚水処理事業に関しては、処理水の適正化として環境問題を審議する機関に諮問させていただきたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この制度は、国の補助基準がもうしょっちゅう変わってまして、私も担当したときに本当にもう困ったわけですけども、国のこういう補助制度というのは、こういうのはもうなくなったんですか。それならもう復活の見込みは完全にはないわけですけども、ある条件に応じては、こういうような農業集落排水ということも、復活する可能性というのがないのかどうなのかということですよ。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 国につきましては、制度がなくなったということではなくて、町が農業集落排水、下水事業としてやっていた場合に、町が財政的に立ち行かなくなるということがある時期判明したわけでございます。今現在、長生村でも、集落排水ではなくて都市下水を推進しておりますが、やはり長生村でも非常に財政面で苦慮しているということがございます。そのようなことから睦沢町は、もう当面農業集落排水は難しいなということで特定地域ですか、そちらのほうに移行したわけでございます。

そのようなことから、当面はこれが復活することはまずないだろうというようなことから、このようにさせていただきたいと思っております。それこそ審議する場所がなくなるというものはありませんので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 睦沢町農業集落排水事業建設委員会設置条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第15、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本改正は、本議会でご審議いただいた議案第2号 睦沢町農業委員会の委員及び睦沢町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定でご説明申し上げましたが、農業委員会法の改正に伴い新設された農地利用最適化推進委員の報酬額を加えるものです。金額については、現行の農業委員の報酬を基準にさせていただきました。

このほか、議案第9号 睦沢町地域振興審議会条例を廃止する条例の制定及び議案第10号 睦沢町農業集落排水事業建設委員会設置条例を廃止する条例の制定、また本年3月末に睦沢町行政改革推進委員会を廃止したことから、それぞれの委員報酬について、別表から削る改正を行いました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 適正化推進委員の部分と農業委員の委員の、これをこんなに差をつけてもいいのかな。というのは、さっき話聞いたら、地域とか現場主義とかいうことで、そういう意味ではより行動的に活動していただかなきゃいけないという人たちではないかなど。お金の問題じゃないんですけれどね。皆さんやってもらうのは。そういうのもありますけれども、これは何でこう差をつけなければいけないのかなど。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、先程も議員からもありましたが、業務として、農業委員さんと最適化推進委員さんの業務内容がどうなのかというご質問があったと思いますが、そこら辺で何が違うかといいますと、農業委員さんの場合は農地転用の有無、農業委員会会議を開いて、その適否を決めるといものが最適化委員さんよりも余計にあるということで、他の部分についてはほとんど同じだと思います。

そのようなことで、同額にするか、差をつけるかというようなことで内部で協議をさせて

いただきましたが、農業委員さんについては月1回、言い方とすれば余分な会議がある。従来から増して、今までは任意だったものが今度は義務づけられるというようなこともありました。他の委員さんとの均衡もありますので、農業委員さんについては現行どおり、農地利用最適化推進委員さんについては8割程度というような形でこのようにさせていただきました。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第16、議案第8号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第8号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が制定され、平成28年1月1日から同法に基づく個人番号の利用が開始されます。

本条例は、当該法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に基づき、睦沢町介護保険条例の一部を改正するものであり、また併せて介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業及び認知症総合支援事業について、平成25年3月31日までの経過措置とし、同年4月1日から実施することとしておりましたが、当該事業費の上限額の設定において財政的特例が設けられているなどから、早目の体制整備に取り組み、総合事業の実質的な移行を目指すため、平成28年2月29日までの経過措置とし、同年3月1日から実施するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） つまりこれは、対象になる方は、これまでは氏名、住所だけでよかったのが、それに個人番号書いてくださいという理解でいいんですか。

それで、その個人番号を書かなければいけないんですか、これ強制的なものなんですか。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） その件につきましては、ただいま厚労省と内閣府番号制度担当室と協議をしております、申請者の負担軽減という立場で、まずは申請書にマイナンバーを記載するのは、それは原則してくださいということでございますが、しかしながら、申請者が自分のナンバー等をわからず、記載が難しい場合については、市町村の住民基本台帳ネットワークを用いて職員が記載しても差し支えない、また、2回目以降の申請の際、保険者が申請者のマイナンバーを既に保有している場合、申請窓口で個人番号の記載を求めなくても差し支えないとの取り扱いについて、今協議をしております。

前の話であれば、10月を目途に通知をくれるということでありましたが、ちょっと今のところまだこちらに来ておりませんが、ちょっと県に確認したところ、近日中に来るだろうということですので、その内容を見て対応したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） おっしゃるとおりで、つまり番号法では義務とは書いていないので

すよ。番号法でそうなっているんですよ。だから、強制的なものではないと。強制的なものではないのに、ここに書いてくださいと言って、個人番号を誘導するようなものを作っているのかということなんですよ。だから、わからない人だと、ここへ書いてくださいと言うと、書いちゃうと。しかし、書くには、きちっとしまっていた、12桁ですから、頭に入っていないから、何かに書く。何かに書くと落としたり、外部に広がる可能性、そういう危険性も含んでいるということが一つですよ。

大体、日本年金機構から個人情報流出が125万件ですよ。これは特定の、一部の部分でこうなんですよ。個人番号というのはそれがずっと横に広がるわけですから、物すごい数になるわけ。もし何かあった場合はですよ。個人番号というのはそういう重大な問題だと。

もう一つは、憲法で保障された基本的人権、プライバシーの侵害と自己情報コントロール権というんですか、こういうものにも侵害になっちゃうと。ついでに言っちゃうと、特需で3兆円企業がもうかるというのは、住民にとっては迷惑な話、行政にとっても迷惑な話ですよ、はっきり言って。今でやれるんだから。やれるのに、新たに入れてこういうふうになると。その上、先立ってこういうふうに作ってやる必要があるのかと。向こうから義務だとか何かと言われたらやってもいいかもしれないけれども、まだはっきりしない段階で書いてくださいというのは、ちょっと勇み足じゃないですか。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 個人番号につきましては、1月1日からの施行ですので、それにつきましては法律の義務的なものになっていると解釈しております。

その中で、ですから先程申し上げたように、しかしながら特例という形で対応したいと考えております。ただ、これについても先程申し上げたとおり、まだ厚労省のほうから正式文書が来ていませんので、それを見て対応したいと思えます。

○議長（市原重光君） いいですか。

他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第17、議案第11号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第11号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、3,744万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ35億7,816万3,000円といたしました。

歳出の主な内容についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費では、当初において予備で計上した臨時職員の賃金等の減額、3目財政管理費ではふるさと納税の謝礼を追加し、5目財産管理費では平成28年度機構改革に伴うシステム改修や案内看板等の改修工事、長期継続契約に伴うシステム改修、ふるさと納税から経費を差し引いた分のふるさと創生基金への積み立てを追加、6目企画費では地方創生に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金が採択されたことに伴い、むつぎわスマートウェルネスタウン調査業務を追加いたしました。

2款2項徴税费については、特別休暇職員のかわりとなる臨時職員1名分の賃金を追加いたしました。

2款3項戸籍住民基本台帳費については、個人番号カード交付時顔認証用パソコンの購入と保守費用を追加いたしました。

2款4項4目町議会議員選挙費では、選挙用材料費を追加し、5目農業委員会選挙費では農業委員会法の改正により、農業委員会の選挙は行わないことから減額をするものです。

3款1項社会福祉費については、病気休暇職員のかわりとなる臨時職員の賃金等、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の平成26年度実績に基づく精算による国への還付、また身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部助成を追加いたしました。

3款2項児童福祉費については、乳幼児育児用品支援事業該当者が見込みよりも2名増加したことにより追加するものです。

5款1項農業費については、つどいの郷むつぎわの管理業務に使用するパソコンの老朽化に伴い、新たに2台購入するものです。また、町単独新規需要米作付補助金及び水田持久力向上対策事業補助金は、対象となる飼料用米等の作付面積の増により追加いたしました。

9款1項教育総務費については、学校等問題調査検討委員会が所期の目的を達成したことから減額するものです。2項小学校費については、学校給食調理等の業務で不足が生じた消耗品費及び光熱水費、校舎の給水配管の修繕費を追加いたしました。3項1目学校管理費では、病気休暇の教諭のかわりとなる臨時職員の賃金、修繕料として飲料用二次滅菌装置の取り付けを追加し、2目教育振興費では、中学生海外交流事業を実績から減額しました。

9款4項こども園費については、実績見込みから減額をしました。また、調理員や栄養士のノロウイルス検査手数料を追加いたしました。

次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。

13款1項使用料については、子ども・子育て支援制度の改正による保育料の見直しに伴い、内部協議により、20款4項のこども園給食費、教材費、絵本代をこども園保育料に含め徴収することとしましたが、当初予算計上には反映出来なかったため、本補正で予算を組み替えました。

また、各事業に関連する14、15款の国県支出金を追加し、17款1項寄附金はふるさと納税分を見込みで追加し、18款1項繰入金は中学生海外交流事業を実績から減額したことによる、ふるさと創生基金繰入金の減額、予算を調整するため財政調整積立基金繰入金を減額しました。

20款4項雑入については、中学生海外交流事業の参加料等を減額するとともに、平成26年度後期高齢者医療給付費負担金の精算による千葉県後期高齢者医療広域連合からの還付金を追加いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） すみません、今の説明の中で、休暇の職員と、あと学校でも休まれている職員ということで、今庁舎の中、職員の中で何人休暇をされているのか、教えていただきたい。

また、学校の現場で何人休まれて、そのかわりが何人入っているか教えていただきたいと  
思います。お願いします。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりお答えいたしたいと思います。

庁舎内では、現在2名の職員が病気、また休職等を行っております。産休での休みはちょっと別といたしまして、病気等で2名ということです。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 学校関係では、中学校2名でございます。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） それなりに理由があつてのことだとは思いますが、まだまだ長くかかる病気なのか、復帰出来る病気なのか、状況を説明出来る範囲で教えてください。  
お願いします。

理由のあるお休みだとは思いますが、まだまだかかるような、回復見込みがあるのか、状況をわかる範囲で教えてください。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 大変申し訳ございません、庁舎内一人でございます。あとは産休でございます。

それで、その理由は精神的なものでございます。どの位で復帰出来るかというのは、お医者さんの診断書等々あるわけですが、精神的なものにつきましてはお医者さんの診断書が大体一月位で出されるんですね。長くて二月位診断書書いてくれるんですが、その更新、更新になって来てしまいます。そのようなことから、今現在休んでいる職員については休職処分とさせていただいておりますので、今後毎月診断書の提出があると思われま

なお、もうお医者さんのほうで復帰してもいいよというときは、2名の専門医の診断を受

けてから復帰するような、今決まりになっておりますので、そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 先程2名のうち、1名が同じく精神的なものでありまして、あと1年半ほどまでの間の治療させていただこうと思っております。県費の負担ですので、3か月に1回の報告になっております。

もう1名はこの12月で体調元気になって、また1月から戻って来ます。ということになります。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） いいですか。

他にございませんか。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 9款教育費のこども園費なんですけれども、これに関連しているのかわかりませんが、賃金がマイナスで、町ホームページでこども園職員を3名募集していましたが、現状でこども園で十分な保育が出来ていると思っていたんですけれども、3人も募集しているというのは出来ているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） こども園の関係についてお答えさせていただきます。

今回の減額でございますけれども、先程議員おっしゃったとおり、募集をしているんですけれども、なかなか来なくて、その結果減額をするという状況になってしまっております。

しかしながら、待機児童を出さないとか、色々な目標ございまして、現在特に厳しいのは、厳しいと言いましょか、今の状況では2歳児とそれ以下の、3歳未満児のところは非常に増えて来ているという状況で、今、臨時の方々、それから職員フルに活用する中で何とか運営をしているという状況でございます。今後の1月、2月に関しましては、予定的にはそんなに伸びていくという状況ではございません。この12月が一番多く加入をしているというところでございますので、何とか乗り切っていきたいなというふうに思っております。

しかしながら、町の定住促進等の中で、子供が増えて来ることが当然考えられますので、今後はそういうものも十分勘案しながら、職員の増員等のお願いをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 大切なお子さんを預かっているわけですし、なかなか厳しいというのも、またちょっと困ったものだなと思うんですけれども、全国的に人手不足ではありますし、なかなか人が来ないのもわかるんですけれども、もうちょっと募集をかける際の待遇をよくしたりとか、考えられたらどうかなと思うんですけれども。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○教育課長（鈴木庄一君） 保育士の免許を持っている方という形で色々募集をしているんですが、なかなか来ないという状況でございます。国も一億総活躍、長い名前になってしまうんですが、その中で保育士を期間的に設けるとか、そういう処置もとっていますし、成田市のように特区をもって期間限定の保育士を採用するというような方法も出来ております。そういうことで、そういう制度上の問題もある程度出来るのかなというふうに思っておりますので、活用していきたいと思っております。

先程言ったとおり、費用面とか待遇面とか、そういうものに関しては、町の人事担当のところと十分相談をしながらやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 一般会計での全体的なことなんですが、先日公民館入り口で照明がついておらず、けがを負ってしまった利用者がいらっしゃいました。また、以前から言われていたことなんですけれども、夜の会議のときとか、庁舎の正面玄関で照明がついておらず、段差が危険だとも言われています。節電も結構なんですけれども、集中と選択とって必要なところを削って住民サービスの低下になってしまうのも本末転倒かと思うんですけれども、住民軽視ともとられかねないと思いますが、どうでしょうか。

あと、けがを負ってしまった方は「町長は健幸、健幸と言っているが、とても健幸ではない」と言われました。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変申し訳ございません。議員おっしゃるようなこと、ちょっと私は認識しておらず、申し訳なかったと思います。それこそ、選択と集中にも限度がございますので、議員おっしゃられたように十分配慮してまいりたいというふうに考えます。どうもご指摘ありがとうございます。今後とも十分気をつけてまいりたいと思っております。

○議長（市原重光君） 他に。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） こども園の、特にだけれども、あれですよ、一番小さい乳幼児の部分の方、増えているわけですが、そうなっちゃうと命の問題なんですよ。あちこちで事故があると。だから人数が足りないということは、もうこれ重大な問題として考える必要があると思うんですよ。足りなかったらしようがないと、これでは済まないんですよ。事故が起きた後。これはもう早急に、私はもうとにかく努力して人を確保すべきだと思うんですが、そのことについて1点。

もう一つは総務費の中の、この個人番号、どういう人が顔認識、何か気持ち悪いんだけど、顔認識。私なんか行って、市原ですと言って、本当ですかと言って、何かしらカメラか何かでやるの。こうやって。そういう意味ですか、それとも何か特定の部分の何かあるんですか。ちょっとこれ非常に私、気味が悪いわけですが。

それとついでに、難聴児補聴器購入費助成制度ですが、これ補聴器って物すごく高いんですよ。何十万もするんですよ。だから当然だと思いますが、これは児だけじゃなくて、大人の人も、これ確か対応する制度だと思うんですけども、ただ児という言い方なんですか。これ特定なんですか。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 大変こども園の分でご心配かけておりますけれども、今、ゼロ歳児の子供が14名います。ゼロ歳児は職員が子供3人に1人つくというのが規則でございます。1歳児が6人に1人でございます。子供の数は18人で、今3人ついております。2歳児は同じ6人で、28名で職員がついております。ゼロ、1、2歳については全く大丈夫なんです。

ただ、3歳以上の2人担任制を作っているところで、3歳以上に今若干不足しているという部分がありますので、そここのところの募集をかけております。本町の目玉である複数担任制のところでの募集をしておりまして、その辺の心配は、他の職員全てが、今園長も入りながら対応しておりますから心配ないと思っております。

ただ、募集は千葉県の保育士もかけてありますし、あと国のほうにも話をして、教員の免許を持った人が非常勤免許出せるかどうか、そこまでの対応しております。なかなかいないというのが現状でありますので。その辺はいつでも門戸開いておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 今、住民基本台帳費の中のカメラのことだと思いますけれど

も、こちらにつきましては、今通知カードが11月に、本町においては配達が終わったところと聞いております。この中で、今度番号カードのほうを申請された方が、今度年明けから番号カードを窓口で交付します。番号カードを取りに来たときに、その番号カードに載っています写真と窓口に来た方が明らかに、原則的には目視で渡します。同一性が疑義を生じた場合にカメラで撮影しまして、同一性を見るための機械でございます。番号カードを交付する人全員をやるわけではございません。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 軽難度の難聴児につきましては、要綱要領の趣旨で、難聴児の健全な言葉の習得及び社会性の発達ということで、18歳未満の方を対象としております。それ以外の方につきましては障害手帳を持った方について対象になります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 農業振興費の中の機械器具費、これつどいの郷ということですけども、77万8,000円というのは、これ恐らく基本ソフトだとか、それからそれに伴うソフトの分も含めてということだと思っただけですけども、これどういう状況に今なっているから取りかえるということなのかな、それが一つ。

それからもう一つ、最後に、未満児用トイレ改修工事とありますが、確か未満児は和式だったかな。それで結構私のほうは、もう家では洋式だから、洋式にかえたほうがいいという声聞いているんですけども、これ洋式にかえたという意味なんですか。それがちょっとわからない。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 農業振興費の機械器具費でございますけれども、つどいの郷の現在使っていただいているパソコンなんですけど、OSがウィンドウズビスタということで、非常に骨とう品のをずっと使っていただいていた。それで、ソフトとの相性というか、どうしてももう悪くてたびたびとまっているというような状況でありましたので、今回ウィンドウズ7のものと、それとまた併せて現在の入っているソフトとの調整、またプリンター、そういうものの購入費でございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） こども園の未満児用のトイレでございますけれども、工事等でございますけれども、座って水洗トイレに全部かえておりまして、それと男子用の便器を一時

こうずらしてということで、中で人数に対応出来るような形に入れかえたということでありまして、洋式になっているということです。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 私、今びっくりしたんだけど、ビスタ使っているって、本当なの。このビスタを出して、半年もたたないうちに最悪のソフトだと言って、私もビスタ使ったことあるし、もう全国的にこれはフリーズすると有名な、よくこれを使って頑張ってたなというふうに思うわけですが、それでウインドウズ7ということだけでも、今タッチパネル方式になっているんだけど、どうせだったらそういうタッチパネル方式のウインドウズ8か、ウインドウズもう10になっているわけだけでも、そういうふうに思い切ってやっちゃったほうがいいんじゃないかなと思っているんだけど。

私はもうウインドウズ7が使いやすいから、8みたいなあれはもう使いにくいから7だけでも、実際にこういうところだったらパネルのほうがいいかなと思っているんですけど、それは使っている人の要望を聞いてそうなったならしょうがないけれども。圧倒的にこういうふうにやったほうがいいと思うんだけど、どうですか。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） ウインドウズビスタを使っていたというのは紛れもない事実でございます。そして、今回新しいソフト、OSも出ているわけですけども、現在そのパソコンの保守を行っていただいている業者等のアドバイスもいただいた中で、機種を選定はさせていただきました。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これから討論を省略し、採決に入ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第18、議案第12号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第12号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、784万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ11億9,601万2,000円といたしました。

主な内容についてご説明いたします。

歳出について、10款諸支出金は、国民健康保険の資格喪失等による税額変更に伴い、超過納付となった過年度分保険税の還付金が不足したため、一般被保険者保険税還付金を100万円追加し、また過年度国庫負担金の償還金を684万9,000円追加いたしました。

この歳入財源につきましては、10款繰越金を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 11月30日付で国民健康保険運営協議会委員宛てに、本補正予算の承認についてという文書が送られて来たんですけども、文書の中身は会議の開催を省略して、資料を確認して承認してくださいとのことでしたが、会議を開いて審議もしていないのに、承認は出来ないんじゃないかと思うんですけども、それが果たして出来るのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（市原重光君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 通知による承認ということでご案内をさせていただきましたが、今回につきましては補正の内容を、本来であれば会議を開催する運びとなると思いますが、案件が一つということで、先日の会議のときにも重要な案件について審議会で図ると。もし、文書のようなもので済めば、わざわざ会議を開催しないでも済むような方法が出来ないかということで、会議の中でもありましたので、今回文書で内容についてご説明をさせていただいたところですが、そこでご了解をお願いしたいという趣旨で今回手紙を送らせていただきましたので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） じゃ、それはそれとして、規則なり何なりの中で許されている範囲ということでいいのでしょうか。送付して、それで承認してくださいと言えば承認されるということでしょうか。私からしてみれば、専決でやって事後報告でもよかったのではないかと思いますし、文書の内容を承認などと書かないでご承知おきくださいと書けば、まだ良かったんじゃないかなと思ったんですけども。

また、あと議題が1件だからって、委員の皆さんがどうこう言っても、1件のみだから開催省略するとありましたが、協議会の存在意義が何もないというようなことだと思うんですけども、どうでしょうかね。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 文書の内容につきましては、ご承認という書き方をしてしまいましたので、今後気をつけたいと思いますけれども、専決ということでご報告をさせていただきますという内容に改めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 他に。

萩野議員。

○11番（萩野新衛君） 11番。今の関連なんだけれども、簡単なことについては文書でどうのこうのって、要するに協議会の委員の中から、国保の協議会の中からあったと言うけれども、それを協議会の中で、それは議決したんですか。それとも、ただそういう意見があったからそうしたのか、その辺はどうなんですか。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 会議の今後の運営状況ということで、重要なものについては会議を開催し、皆さんにお集まりをいただきまして、文書で済むようなもの

についてはそのように対応させていただきますという回答はいたしました。

○議長（市原重光君） 萩野議員。

○11番（萩野新衛君） 回答したんじゃないくて、運営委員さんからそういう話があったんでしょ。だから、そうしたら、それをやっぱり運営協議会できちっと、私は議決要件にして議決すれば皆さん納得すると思うんだけど、そっちだけの一方的な考えでこうやるというのは、ちょっとこういう税を扱う中では、また組織として、僕とすればちょっとおかしいかなという気がするんだけど、運営委員さんがそれでいいと言うならいいけど、どうなの、そこは。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 一応、委員長の会議の進行のもと、そのように回答させていただいて、そのような対応をとらせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 同じことで悪いんだけど、これ物すごく大事なことだと思うんだよ。つまり、この議案が大したことないというのを誰が決めるかということなんです。私はこれ見て、大事だと思いましたよ。

例えば、一般被保険者のところが当初50万だったのを補正が100万もやっていると。何で150万、こんなに増えたんだ、3倍も増えたんだという問題も含めて、それから町民が今国保税について本当に深刻に考えているという、その重みを私はこの運営委員の方がどう考えているのかなということも思ったわけ。だって、大したことあるかないかというのは、だってそれはわからないでしょう。それは誰が決めるのかなと。それをその委員長が、大したことない問題についてはやりますと言ったって、じゃ、委員長が責任を持って、この内容を確認をして、私の責任で、大したことないので了解してくださいと言うのか、やっぱり私は運営の仕方がちょっとおかしいんじゃないですか。

やっぱり会議は会議としてきちっと確認をしてやると。で、必要がなくなったものは先程言ったようになくすると、町長も英断をとってやったんですから。これ大事ではないとここで言っちゃうと、じゃ、大事なものじゃないんだったら、やめちゃえばいいよ、こんななくしちゃえばいいということになっちゃうんじゃないかなと思うんだけど。こういうことがあっていいのかなと思うんだけど、私は。ということと、その150万との、二つなんですよ。

つまり、委員会で省略しましょう、大したことがない問題は省略して会議開かないでしょう、という根拠が明確にされていればいいですよ。こういうものについては大したことないとなるからやれるけれども、それだと委員会じゃないじゃないですか。誰が判断出来るかというところで、ちょっとやっぱりこれは、もう一度話し合ったほうがいいんじゃないかなと思いますよ。この内容については、今ご回答いただければいいけれどね。ただ、運営の仕方という問題については、ちょっと余りにも私は納得いかないんだけどね。

○議長（市原重光君）　ちょっとよろしいですか。

国保の運営委員会の中の出来事が、今田邊議員が一応どうですかというお尋ねですね。これ、基本的にお金を、報告のあった人に還付するわけですよ。お返しする内容ですよ。その辺は、さかのぼってもう何年もなっていると思うんですね。中身が。その辺のあり方で、早急に返さないといけないというようなことでやったんじゃないかなと思いますけれども。

まずは、運営協議会のあり方と、そういうことがあって議会が承認するかということですから、運営委員会の出来事と私どもの示されたこの内容は、これは個々の判断で何とか対応しなければいけないだろうというふうなことでありますので、皆さん方がどういうふうを考えるか、その辺はお諮りいたしますけれども、そんなところで検討していただければというふうに。議員さんのおっしゃるようなことは、特に国民健康保険の運営協議会宛てに何か指摘をすとか、そういうことを、まずはやったほうがいいんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺のご了解でいただければ。

○10番（市原時夫君）　私は内容についてはご説明いただければ、この議案についてはいい。ただ、こういうふうに出す場合に、必ずあれでしょう、審議会何かでもご検討いただいたというふうに出るわけだから、そうすると、そこの立ち位置が明確じゃなくなっちゃうんじゃないかなという気がしたわけよ、私はね。この議案だけについてはいいけれども、だからその辺はよく、ちょっと執行部でも話し合ってもらってやったほうがいいなど。どうこうせいとは私は言えないけれども、ちょっとこれについては。その内容についてご説明ちょっといただければね。

○議長（市原重光君）　市原町長。

○町長（市原 武君）　私がどうのこうの言う問題ではないと思いますが、睦沢町国民健康保険条例施行規則の第5条に招集というものがございます。これは協議会は必要に応じて会長が招集するというふうになっております。ということなので、私がどうのこうの言う話では

ないんですが、そのようなことがありますので、さっき担当主幹が言っていたような、委員会の中で、あるいは会長のそういう話があったのでという形にさせていただいたのかなと思いますが、今後はこの運用については十分注意をしていくように事務局に伝えますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） それでは内容についてご説明をさせていただきますと思います。

まず、償還金の1目一般保険者保険税の還付のほうですけれども、過年度分の中身は社会保険加入ということで、国保から抜けた方について更正が何件かございました。更正がこちらではわかりませんので、保険税を払い続けていたということで、発見した時点で更正をするんですけれども、今現在把握しているその更正分で134万3,500円わかっておりますので、当初の50万の予算では足りなくなりましたので、早目に還付をするために今回100万の追加をさせていただくものでございます。

それと、3目の償還金ですけれども、こちらは平成26年度の療養給付費の国の負担金の精算ということで返還になります。

以上です。

○議長（市原重光君） それでは、先程町長が言ったように、権限は町長ありませんから、委員長宛てに私のほうからも一応文書で検討するよう、今後このようなことのないように指摘をしておきますので、ご理解を賜りたいと思います。

でも、やっちゃいけないことだと思いますよ。

それではこれから採決を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） これから採決を行います。

議案第12号 平成27年度陸沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第19、議案第13号 平成27年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第13号 平成27年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、164万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ2,117万1,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

5款1項繰入金は、修繕等に充てるため、基金からの繰入金として164万円を追加いたしました。

次に歳出についてご説明いたします。

2款1項事業費は、ホイールローダのシリンダー部分の修繕など、管理車両の老朽化等に伴う修繕が増え、当初予算では対応出来ず、164万円を追加するものであります。

なお、今回基金からの取り崩し後の残高は1,357万8,227円となります。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） いろんな老朽化が出て来ることでありますから、これは必要かと思えます。

ただ、安全上のところで、前にも事故等もあったわけですから、そういう点での漏れはないですね。そういうところを私は優先して補修するなり、安全対策をとるべきだと思うんですけれども、その辺の漏れがないように気をつけていただければと思うので、その点だけお聞きします。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 今回、補正でご審議いただく内容といたしましては、車両の修繕が主なものでございまして、車両も安全は当然関係するわけでございますけれども、内容といたしましては、燃料タンクがぶつけて穴が空いたとか、あとホイールローダのシリンダ一部分の修繕とか、何分有機センターが所有している特殊車両なものですから、修繕すると金がかさかなり張ってしまうというようなことで、現計予算で対応出来ないの、基金から取り崩しをして対応したいというものでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これから討論を省略して採決を行います。

議案第13号 平成27年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第20、発議案第1号 睦沢町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に発議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提出者の説明を求めます。

中村義徳議員。

○9番（中村義徳君） 発議案第1号 睦沢町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を説明いたします。

本改正は、議員全員による睦沢町議会改革特別委員会において協議を重ねた結果に基づき、改正を行うものでございます。

改正の第1条では、睦沢町議会委員会条例第2条の常任委員会の名称、委員の定数及び所管について、現在三つの常任委員会で構成されているものを平成28年1月20日から二つの常

任委員会に改めるものです。

内容は、現在の総務常任委員会と産業建設常任委員会の所管を一つにして、名称を総務経済常任委員会とします。また、教育民生常任委員会については所管の変更は行わず、名称を厚生文教常任委員会とするものです。定数はいずれも7人とするもので、第2条では平成28年4月1日施行の町の機構改革に合わせ所管の改正を行うものです。

ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

また、議決事項ではございませんが、この委員会条例の一部改正に伴い、睦沢町議会運営委員会規定の第3条の議会運営委員会の委員について、現在三つの常任委員会から2人ずつの選出を、二つの常任委員会から3人ずつの選出に改正いたします。

もう1点、議会だより編集特別委員会規定については、第3条に改める委員の定数を、現在の4人に1人を追加しまして5人に改正いたします。いずれも審議資料として添付してございますのでご了承願います。

以上で提出者の説明を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 睦沢町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会及び閉議の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間ご苦労さまでございました。

（午後 4時33分）